

第4章 具体的な取組と目標

1 今後の方向と取組

基本目標1 自己決定を支える相談体制をつくります

1-1 相談する

現状と課題

- ▶ 「どこに問い合わせたらよいかわからない」「必要な情報を選ぶのが困難」という声は依然少なくなく、相談窓口をわかりやすくすること、わかりやすい情報提供が求められています。
- ▶ 1か所で済むワンストップの相談窓口を希望する声が多く寄せられている一方、「身近な場所で相談を受けたい」という声も少なくありません。
- ▶ 高次脳機能障がい、発達障がい等、専門的な知識を必要とする相談に対応できる相談窓口が不足しています。
- ▶ 個人や世帯が抱える困りごとの複雑化や多様化により、制度別の相談支援では対応困難なケースが生じることがあります。属性・世代を超えた、他分野と一体的な相談窓口も必要となってきています。
- ▶ 各種ニーズに対応した相談支援体制を構築するためには、相談支援体制の検証・評価が不可欠です。改めて、区の窓口、基幹相談支援センター、各相談支援機関の役割を整理、相互に共有し、連携体制を強化することが必要となってきています。

今後の方向

- ▶ 基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の検証・評価を行い、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、高齢化への対応と地域共生社会の実現に向けて、高齢・介護と障がいの一体的な相談支援体制を整備します。
 - (1) 相談支援体制を充実させます。
 - (2) 基幹相談支援センターの機能を充実します。

主な取組

(1) 相談支援体制を充実させます。

①わかりやすい情報提供と相談窓口

多くの情報の中から、個々に適切なサービスや施設を選択することは容易ではありません。必要とする人に各種制度やサービスの情報が届くよう、区ホームページや広報物等により、探しやすく、わかりやすい情報提供を行います。特に相談窓口については、どこで何を相談できるかわかりやすくするよう改善を図ります。

②相談支援機関の役割整理と連携強化

区の窓口や委託相談支援事業所、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所などの役割を整理、相互に共有し、連携体制を強化します。

③地域包括支援センターへの相談窓口の設置

身近な地域での障がいのある人や家族の日ごろの困りごと・心配への相談対応、8050 問題への対応や高齢期への切れ目のない移行準備のため、機能強化型地域包括支援センター（区内東西南北各地区 1 か所、計 4 か所）に高齢・障がい分野の相談を一体的に受け付ける相談窓口を設置します。複雑・複合的な課題について、必要な場合は、関係支援機関間で連携した対応を行います。

④計画相談支援・障害児相談支援の充実

障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援を利用する人が、速やかに計画相談支援及び障害児相談支援を利用できるよう、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに相談支援専門員の確保に努めます。

⑤障がい者サポートカードの作成

渋谷区独自事業として、緊急時や災害時に援護者が適正な対応ができるよう、障がい者の医療情報や障がいの状況等を記載した「障がい者サポートカード」の作成を指定特定相談支援事業者に委託しています（サービス等利用計画の作成に併せ、本人同意の上、作成します。）。引き続き、相談支援事業者と連携して作成を推進していきます。

⑥地域移行支援・地域定着支援の充実

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人に対し、退所・退院の支援を行います。また、地域での生活が継続できるよう医療機関等の関係機関と連携を密にして支援を行います。

⑦様々な相談支援体制の充実

障がいのある人や家族の総合的な相談、発達障がいや高次脳機能障がいなど個々の特性に応じた専門的な相談、当事者によるピアカウンセリング、訪問支援（アウトリーチ）を通じた継続的支援など、様々な相談支援体制の充実を図ります。

⑧虐待防止の取組

障がいのある人に対する虐待の未然防止、早期対応、再発防止の取組などを進めるために、障がい者福祉課と基幹相談支援センターを中心とした支援体制を充実させます。また、引き続き虐待防止の啓発と制度の周知に努めます。

(2) 基幹相談支援センターの機能を充実します。

①地域の相談支援体制の強化

障がいのある人やその家族が身近な地域で相談を受けられる体制を整えるため、区内の相談支援事業所に対して、研修や情報提供による相談支援専門員のスキルアップや、困難事例などにおける協働や後方支援を引き続き行っていきます。また、基幹相談支援センターを中心に、相談や支援の現場で浮かび上がるニーズや課題の抽出と分析や、区内の相談支援体制の検証・評価を行い、相談支援体制の強化を図ります。

②総合的な相談への対応

既存のサービスなどでは解決困難な生活課題を抱えている、福祉による支援につながないなど、支援困難なケースへの相談支援を行います。障がいの種別や年齢、手帳の有無を問わず、困りごとを伺い、相談の内容に応じて適切な支援機関につなぎます。

③高次脳機能障がいの相談への対応

高次脳機能障がいのある人の相談に対応できる専門的な知識と経験を有する職員を新たに配置します。

相談の流れのイメージ図

- 使いたいサービスがわかっている
- いろいろなサービスを使って暮らしを組み立てたい



どうしよう…困ったなあ…

情報を調べる

インターネット検索
区ホームページ
障がい者福祉のてびき など

身近なところで相談してみる

相談員など

仲間 友だち

学校や通所先のスタッフ

サービス利用の相談をしてみる

区役所
相談支援事業所

必要に応じて相談先を案内

障害福祉サービス (P90・91)
地域相談支援 (地域移行・地域定着) (P91)
障害児通所支援 (P91)

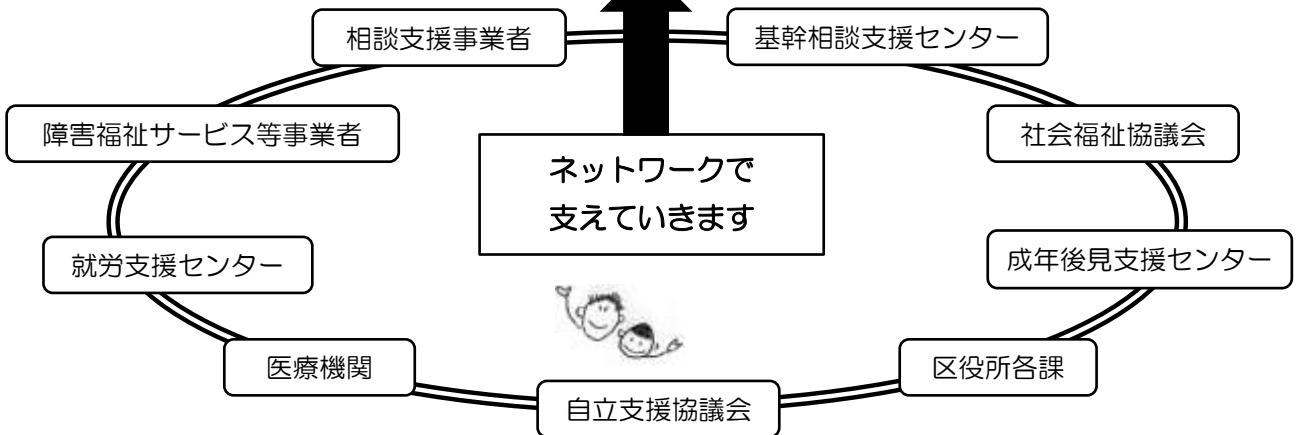
地域生活支援事業 (P92・93)
その他サービス

(手当)	(介護)
心身障害者福祉手当	緊急介護人の派遣
重度心身障害者手当	緊急一時保護など
特別障害者手当	(生活の援助)
障害児福祉手当	補装具費
特別児童扶養手当など	理美容券
(医療)	配食サービスなど
心身障害者(児)医療費	(交通機関の割引)
難病等医療費	都営交通無料乗車券
自立支援医療など	福祉タクシー券など

サービス等利用計画
障害児支援利用計画
をつくります (P91)



サービスの利用



個別施策

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
1	「障がい者福祉のてびき」の配布 障がいのある人及び家族等に対して、障がいに係るさまざまな分野の情報をわかりやすく提供するため、総合的な案内冊子を配布します。ホームページにも掲載します。 【2019年度実績】約 1,250 部配布	継続	継続	拡充	継続	障がい者福祉課
2	渋谷区精神保健福祉のしおりの窓口配布 精神障がいのある人を対象に、区内で利用できるサービスや関連機関を紹介したしおりを作成し、配布します。また、相談にも活用します。	継続	継続	継続	継続	地域保健課 中央保健相談所 恵比寿保健相談所 幡ヶ谷保健相談所
3	障害者相談支援事業 障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用援助等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。 【2019年度】5か所 （障がい者福祉課・子ども発達相談センター・はあとびあ相談ステーション・精神障害者地域生活支援センター・地域活動支援センターふれあい）	継続	継続	継続	拡充	障がい者福祉課 子ども発達相談センター
4	「はあとびあ相談ステーション」の運営 障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供やサービス利用の援助を行います。 【2019年度実績】利用件数延べ 3,012 件	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
5	地域包括支援センターへの相談窓口の設置 機能強化型地域包括支援センターに高齢・障がい分野の相談を一体的に受け付ける相談窓口を設置します。相談窓口では、障がいのある人や家族の日ごろの困りごと、心配ごとなど一般的な相談に対応します。複雑・複合的な課題について、必要な場合は、関係支援機関間で連携した対応を行います。 <機能強化型地域包括支援センター> 東部：ケアコミュニティ・原宿の丘地域包括支援センター 西部：あやめの苑・代々木地域包括支援センター 南部：豊沢・新橋地域包括支援センター 北部：笹幡地域包括支援センター	検討	検討	検討	新規	障がい者福祉課 高齢者福祉課
6	指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定 サービス等利用計画や障害児支援利用計画を作成する指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定を行います。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
7	障がい者サポートカードの作成 区の独自事業として指定特定相談支援事業者に委託し、区内在住の障がい者（グループホーム、施設入所者を除く）が緊急時や災害時などの際、支援者が迅速かつ適切な支援を行えるよう、障がい特性や医療情報などをまとめたカードを作成します。 【2019年度実績】23 件	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
8	身体障害者・知的障害者相談員 区長の委託を受けた相談員が、身体障がい、知的障がいのある人の地域活動の推進と生活援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じて、助言、関係機関との連絡調整を行います。 【2019年度末】 身体障害者相談員 4人 知的障害者相談員 7人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
9	障害者虐待防止センターの運営 障がい者福祉課に専用ダイヤルを設けて、障がい者の保護及び養護者による虐待防止のため、相談・指導・助言等を行っています。今後も、引き続き虐待防止の啓発と制度の周知に努めます。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
10	基幹相談支援センターの運営 基幹相談支援センター（区役所 5階）では、相談支援事業所のネットワーク強化、支援員の育成、困難事例への支援、高次脳機能障がいの専門的相談の対応、虐待防止の啓発・支援等を行っています。	継続	拡充	継続	継続	障がい者福祉課
11	渋谷区自立支援協議会の運営 誰もが自由に傍聴できる自立支援協議会を定期的で開催し、必要に応じ臨時会も開催します。地域の相談支援事業や障がい福祉の増進に関することなどについて協議します。 【2019年度実績】 本会議 4回開催 施設見学会 1回実施 4専門部会（相談支援・就労支援・福祉計画・子ども）	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

基本目標2 ライフステージに沿った切れ目のない支援を実現します

2-1 育ち・学び

現状と課題

- ▶ ライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築には、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の連携体制のさらなる充実が必要です。特に、学齢期において、福祉とのつながりが途切れがちなのが課題となっており、切れ目を解消するための取組を進めています。
- ▶ 療育の場の量的な拡大や質の向上を求める声も少なくありません。地域の中核的な療育支援施設として、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行うとともに、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行う「児童発達支援センター」の設置に向けた検討を進める必要があります。
- ▶ アンケートでは、「どこに問い合わせたらよいかわからない」「必要な情報を選ぶのが困難」という声が前回の調査時よりも増加しており、相談支援体制の強化や、探しやすい、わかりやすい情報提供が、より一層、求められています。
- ▶ 重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制を整備するため、医療的ケア児支援協議会での協議のほか、関連分野の支援を調整する、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討する必要があります。
- ▶ レスパイト支援や経済的な負担の軽減など、本人のみならず、保護者や家族がそれぞれ、自分らしい生活を安心して育んで行けるような環境を整えていくことも重要です。

今後の方向

- ▶ 乳幼児期から18歳の就労まで、切れ目なく、一人ひとりの子どもと子育てを支えます。そのために、渋谷区子育てネウボウをはじめ、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の連携体制のさらなる充実を図るとともに児童発達支援センターの設置を検討します。また、医療的ケア児への支援を充実します。
 - (1) 障がいへの早期対応を進め、心身の発達・成長に寄り添います。
 - (2) 療育や保育の内容を充実させます。
 - (3) 一人ひとりの子どもにあったきめ細やかな教育を実施します。
 - (4) 保護者の負担を軽減するサービスを充実させます。

主な取組

(1) 障がいへの早期対応を進め、心身の発達・成長に寄り添います。

①児童発達支援センターの設置

地域の中核的な療育支援施設として、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行うとともに、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行う「児童発達支援センター」の設置を検討します。併せて、子ども発達相談センター等の関係機関との役割の整理も行います。

②医療的ケア児支援協議会の運営及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議会を運営するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。

③子ども発達相談センターの運営

渋谷区子育てネウボラ内での関係部署との連携を軸にして、乳幼児健診や子ども発達相談センターの実施する未就学児通所施設訪問相談支援事業を通じて発達に不安のある子どもへの早期対応を進め、保護者の不安に寄り添いながら、適切な療育・保育・教育へとつないでいきます。

④わかりやすい情報提供

自立支援協議会の専門部会である子ども部会とともに、探しやすく、わかりやすい情報のあり方を検討し、子育てサポート情報の提供体制を充実させます。

(2) 療育や保育の内容を充実させます。

①はあとびあキッズ、代々木の杜ピア・キッズにおける療育の充実

はあとびあキッズ、代々木の杜ピア・キッズは、区立の障害児通所支援事業所として、心理職及びリハビリテーション等の専門資格を有する職員を配置し、個別の療育計画のもと、個々の特性にあったプログラムを実施しています。今後は、集団生活へスムーズに適應できるよう保育所等訪問支援の充実や、兄弟支援、ペアレントトレーニングなどの家族支援の充実を図ります。

②保育所等での対応の推進

区立の保育園・幼稚園、放課後クラブ等では、配慮の必要な子どもに対して、保育士・補助員を手厚く配置しています。また、子ども発達相談センターと保育課の連携により、連絡・調整及び指導の統一を図る目的で、保育支援コーディネーターに対する研修を実施し、配慮が必要な子どもの支援体制を充実していきます。

③医療的ケア児等の障がい児保育

保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる1歳から小学校就学前の児童（0歳児は要相談）に対して居宅訪問型保育を行っています。また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児等の児童についても長時間保育が可能となるよう、障害児保育園と連携を図っています。

④主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を整備します（2024年度に開設予定の「神宮前三丁目障がい者施設」内に整備）。

(3) 一人ひとりの子どもにあったきめ細やかな教育を実施します。

①きめ細やかな就学相談の実施

教育委員会では、面談や学校見学等を通じて、保護者と子どもの気持ちに寄り添いながら、一人ひとりの子どもが最も輝ける場所を選択できるよう、きめ細やかな就学相談を実施しています。また、学校生活へのスムーズな移行のために「就学支援シート」を導入し、保育園、幼稚園、療育機関などの就学前施設と就学先の学校との連携強化を図っています。

②特別支援教育の充実

一人ひとりの子どもが自分の能力を十分に発揮し、社会の一員として豊かな人生を生きていく基礎的な力を育成していくため、個別指導計画に基づいて様々な支援・指導をさらに充実していきます。また、外部機関と連携しながら、子どもの能力の伸長に着目して、ICTを活用した学び方や体験型の教育プログラム等を実施していきます。

③進路相談の機会提供と情報提供の拡大

18歳以降も適切な場所で支援を受けることができるよう、特別支援学校等を卒業後の進路決定の支援を、学校の進路指導担当者や放課後等デイサービスほか就学中に利用していたサービスの職員と進路先の通所施設職員が連携して支援します。区内の通所施設の情報提供の機会を広げ、見学や実習に加えて合同のガイダンスなどを行います。

(4) 保護者の負担を軽減するサービスを充実させます。

①通学支援制度の充実

区では現在、都内の特別支援学校及び区立小中学校の特別支援学級に在学中の生徒・児童を対象に通学等のための移動支援（通学支援）を実施しています。今後はニーズに対応する支援を提供するため、研修を通じたヘルパーの育成や利用者とヘルパーとのマッチング機会を創出します。

②在宅レスパイト事業

重症心身障がい児等の自宅に看護師を派遣し、家族等の代わりに一定時間障がい児の医療的ケア等を行い、保護者の介護負担を軽減します。

③放課後等の支援の充実

発達に不安のある児童や障がいのある児童も安心して過ごせる放課後クラブの環境整備、放課後等デイサービスの拡充、日中一時支援の利用日数制限の緩和等、保護者が就労しやすい環境整備を検討します。

個別施策

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
12	児童発達支援センターの設置 地域の中核的な療育支援施設として、障がい児やその家族に対する相談対応、必要な支援の実施、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う「児童発達支援センター」の設置を検討します。 ＜事業内容＞ 児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援など	検討	検討	検討	新規	障がい者福祉課
13	医療的ケア児支援協議会の運営 医療的ケア児が地域生活を継続するための支援の充実に向け、医療、福祉その他の関連分野の支援を行う機関との連携調整を行う体制の整備を目的とする医療的ケア児支援協議会を運営します。 【2020年度実績】設置、協議会1回 【2021年度予定】協議会2回、講演会2回	新規	継続	継続	継続	障がい者福祉課
14	「子ども発達相談センター」の運営 子どもの発達に関して、保護者からの相談に応じて支援を行うとともに、保健所・保育園・幼稚園・療育機関等との連携・調整を行います。 障害児相談支援事業所として、障がいや発達の遅れのある児童の通所と居宅の利用計画を一体的に作成します。 【2019年度実績】 来所相談 274人 訪問相談 44人 利用計画作成 172件 モニタリング 29件	継続	継続	継続	継続	子ども発達相談センター
15	未就学児通所施設訪問相談支援事業 専門職員が、就学前の子どもが利用する施設を訪問し、職員に対して専門的な見地から具体的な助言・指導をするとともに、何らかの支援を必要とする子どもと家族に直接的な助言・支援を行います。 【2019年度実績】 未就学児通所施設巡回訪問相談支援事業 訪問園数 81施設 相談件数 659件	継続	継続	継続	継続	子ども発達相談センター

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
16	<p>乳幼児健康診査 乳幼児の健やかな発育発達、疾病・障がいの早期発見、予防のために、健康診査と相談を行います。必要に応じて医療機関への紹介や、子ども発達相談センター等の専門機関への相談を案内します。</p> <p>【2019年度実績】 乳児(3～4か月児)健康診査受診数 1,776人 乳児(6～7か月児)健康診査受診数 1,764人 乳児(9～10か月児)健康診査受診数 1,653人 新生児聴覚検査受診数 1,499人 1歳6か月児健康診査受診数 1,747人 3歳児健康診査受診数 1,588人 経過観察健康診査受診数 322人 保健師相談件数延べ 5,433件</p>	継続	継続	継続	継続	地域保健課 中央保健相談所 恵比寿保健相談所 幡ヶ谷保健相談所
17	<p>中等度難聴児発達支援事業 身体障害者手帳（聴覚障がい）交付の対象とならない児童（概ね 30 デシベル以上）に対し、補聴器を装用することにより言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力の向上が図れるよう、補聴器購入に要する費用の一部を助成します。</p> <p>【2019年度実績】 支給人数 3人 支給個数 6個</p>	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
18	<p>「はあとぴあキッズ」の運営 障害者福祉センター「はあとぴあ原宿」で、児童発達支援事業を行います。</p> <p>療育訓練の必要が認められる未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>【2019年度実績】利用者数 51人</p>	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
19	<p>「代々木の杜ピア・キッズ」の運営 障害者福祉センター「代々木の杜ピア・キッズ」で、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を行います。</p> <p>ポルテ：療育訓練の必要が認められる未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>ピッコロ：言語聴覚訓練の必要が認められる未就学児に、個別の訓練指導を行います。</p> <p>コパン：療育訓練の必要が認められる概ね小学校4年生までの児童に、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>保育所等訪問支援：保育所等を利用中の児童が、集団生活に適応することができるよう、保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。</p> <p>相談支援：障がいや発達のある児童が、個々の発達の状況に応じて適切な福祉サービスを利用できるように、支援計画を作成します。</p> <p>【2019年度実績】利用者数：ポルテ 74人 ピッコロ 41人 コパン 56人 相談支援 124人</p>	拡充	継続	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
20	民営障害児（者）支援事業への助成 心身障がい児（者）の自立と社会参加を促進するための事業を区内で行う法人、団体に対し、その自主的な活動を援助するため、事業の運営に要する経費を助成します。法内事業所化が進み、2017年度から助成対象は1事業所（こぐま園）となっています。 【2019年度実績】1事業所（こぐま園）	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
21	統合保育の実施（保育園） 保育園に入園している支援の必要な子どもに対して、保育士の加配等の対応をし、統合保育の充実を図ります。 【2019年度実績】 区立保育園 保育士加配 正規12人 再任用・再雇用11人 アルバイト18人	継続	継続	継続	継続	保育課
22	保育支援コーディネーター研修の実施 各保育園で、配慮を必要とする子どもの対応についての連絡・調整及び指導の統一を図る保育支援コーディネーターを育成するため、子ども発達相談センターと連携して、研修・支援を行い、保育士の資質向上を図ります。 【2019年度実績】年2回開催	継続	継続	継続	継続	保育課
23	障がい児保育の充実 障がいのあるお子さんのご自宅にシッターが訪問し保育を行う居宅訪問型保育と、その連携施設として長時間保育の療養施設を設置し、障がい児保育の充実を図っています。	継続	継続	継続	継続	保育課
24	就学相談の実施 障がいのあるすべての児童生徒が一人ひとりの能力、可能性等に応じた適切な教育を受けられるよう、教育関係者、医師等で構成される就学支援委員会を設置し、就学に関する相談を実施します。 【2019年度実績】 委員会開催〔知的障害部会〕小学校6回、中学校2回（小学校54人、中学校33人）	継続	継続	継続	継続	学務課
25	特別支援学級の運営（固定学級） 児童生徒の障がいの状況に照らして、一人ひとりの能力、特性、発達段階に応じて、将来を見据えた自立への基礎的、基本的な知識・技術の指導を行うため少人数での教育を行っています。 【2019年度実績】 小学校6校 80人、中学校3校 25人 ・連合遠足（小学校5月） ・連合移動教室（小学校6月・中学校9月） ・小中連合展覧会（1月） ・学級補助員、介助員の配置 等	継続	継続	継続	継続	学務課
26	特別支援学級（通級指導学級）の運営 通常の学級での学習におおむね参加でき、聞こえと言葉に課題のある児童に対し、通級により一部特別な指導を行います。 【2019年度実績】 難聴・言語障がい 小学校1校 50人	拡充	継続	継続	継続	学務課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
33	通学支援事業 都内の特別支援学校及び区立小中学校の特別支援学級に在学中の生徒・児童を対象に実施している通学支援について、利用者や家族のニーズを踏まえて、利用対象の拡大や利用要件の緩和を検討していきます。	拡充	継続	継続	継続	障がい者福祉課
34	在宅レスパイト事業 重症心身障がい児等の自宅に看護師を派遣し、家族の代わりに一定時間子どもの医療的ケア等を行う在宅レスパイトについて、利用回数の拡充等を検討し保護者の支援を充実させます。 【2019年度実績】 利用者数 14人 延べ利用回数 158回	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
35	障害児保育型日中一時支援事業（はあとびあ原宿） 放課後の介護等を行うことが困難な、特別支援学校に通学する障がいや発達遅れのある児童を対象に、当該児童の健やかな成長の促進と家族の就労支援を目的として、日中一時的に預かり、見守りや日常生活に必要な介護を行います。 【2019年度実績】 実利用者数 15人（定員 15人）	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
36	日中一時支援事業 在宅の障がいのある人や子どもの日中活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障害者支援施設で日中一時的に預かり、生活に必要な介護を行います。 【2019年度実績】 実利用者数 3人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

2-2 社会参加

現状と課題

- ▶ 通所サービスは、日常生活の支援、健康管理や自立訓練、生きがいや社会参加の場として複合的な機能を発揮しています。身近に通える施設が少ない地域があることや、多様な障がいや生活環境に応じた施設が少ないことなど、当事者のニーズに合った施設の確保が課題となっています。
- ▶ 福祉的就労から一般企業での就労など、就労形態や仕事内容は、障がいの種類や程度により、多種多様です。超短時間雇用の推進など、働き方の選択肢を広げていくことが課題です。
- ▶ 区では、区役所内実習、障害者優先調達、渋谷みやげの開発（区内の障がい者支援事業所とデザイン専門学生、企業等との協働）を進めています。
- ▶ 一般企業で働く人も多く、障がい者雇用が促進されている中で、「職場の理解や人間関係」「体調管理」「報酬の格差」について、多くの人から困っているとの声があげられています。働き続けることが難しくなる人や精神的に追い詰められてしまう人も少なくありません。
- ▶ 社会参加の機会を増やすために、移動・移送手段の確保が強く求められています。

今後の方向

- ▶ 心身の状況や希望に応じて自分に合った仕事に就き、障がいのある人の就労の可能性を広げる職場づくり・仕事づくりを、区、福祉事業者、一般企業、学校等が連携して進めていきます。
 - (1) 通所施設・サービスの機能を充実していきます。
 - (2) 福祉的就労の機会を確保し、仕事を広げていきます。
 - (3) 一般企業等による雇用や働きやすい環境づくりを促進します。
 - (4) 移動や行動の支援を充実させます。

主な取組

(1) 通所施設・サービスの機能を充実していきます。

①通所施設の充実

身体に障がいのある人や高次脳機能障がいの人に通える施設などが区内に不足しているため、生活介護や機能訓練などの施設を、段階的に整備していきます。（2024年度に開設予定の「神宮前三丁目障がい者施設」内に整備）。

②生活介護の充実

生活介護では、施設における入浴や食事などの介護、創作的活動又は生産的活動の機会の提供などを行っています。一人ひとりのライフステージ、心身状況や暮らし方、自己実現の希望などに合わせてサービスを選択できるよう、サービスの見直し、活動内容の多様化など支援の充実を図っていきます。

③地域活動支援センターの機能強化

区内の地域活動支援センターは、障がいのある人の創作・生産活動の場、社会参加・地域交流を促進する場としての機能を充実させるとともに、身近な相談の場、障がいへの理解促進、支援人材の育成拠点としての役割を強化していきます。

(2) 福祉的就労の機会を確保し、仕事を広げていきます。

①福祉的就労の場の確保と支援の充実

障がいのある人が安心して通い、仕事を通じて社会参加できる場となるように就労継続支援事業所などの運営を継続して支援します。

②仕事の確保・開拓

区では、年度ごとに障害者優先調達推進法に基づく調達方針を設定し、区役所全体で就労支援事業所等からの物品や役務の調達拡充に取り組んでいます。

また、現在整備を進めている「神宮前三丁目障がい者施設」（2024年度開設予定）内に重症心身障がい者及び医療的ケアが必要な人の働く場の創出を検討します。

③渋谷みやげ開発プロジェクトの推進

区内の障がい者支援事業所とデザイン専門学生との協働で生まれた「シブヤフォント」（フォントやグラフィックのデータ）について、区役所内での活用や民間企業等と連携した製品化が進んでいます。引き続き、シブヤフォント活動の推進と認知度を高め、障がい者支援事業所の利用者の工賃向上と障がいのある人の活動に対する理解促進を図っていきます。

(3) 一般企業等による雇用や働きやすい環境づくりを促進します。

① 障害者就労支援センターの機能充実と連携強化

障害者就労支援センター「ハートバレーしゅや」は、相談、就労準備支援、職場開拓、職場定着支援などを行っており、一人ひとりのライフプランを見据えて、障がい特性に応じた働き方を支援しています。「働く」をより長く、より良いものにするために、学校や障がい者支援事業所、ハローワークや民間企業との連携を強化し、個々の障がい特性に応じた働く場所とマッチングさせ、定着できるよう支援していきます。また、障がいのある人やその家族、支援者、企業などを対象に障がい者雇用についての学習会を開催し、雇用促進に努めます。

②区役所内実習

区では、就労支援事業所等と連携して区役所内での就労実習を実施しています。引き続き、交通費程度の支援金を支給し、障がいのある人が実習に参加しやすい環境整備に努めるとともに、実習に同行する就労支援事業所の支援者の負担軽減策についても検討していきます。併せて、実習の対象者や場所を広げる仕組みについても引き続き検討していきます。

③会計年度任用職員（プレワーカー）雇用

一般就労に向けたステップアップのために、障がいのある人を会計年度任用職員（プレワーカー）として雇用し、区役所内での実践的な業務を通じてスキルアップを図ります。併せて、プレワーカーへの指導・助言を行うために障がい者就労支援専門員を配置し、個々のプレワーカーの目標達成に向けて、働く力の向上を支援します。

④多様な働き方のニーズへの対応

心身の状況や障がい特性により、働き方にも多様なニーズがあります。現行の雇用率制度（週 20 時間以上の勤務）を満たす働き方だけではなく、短時間の就労、単発の仕事など、障がいのある人の多様な就労ニーズに対応します。そのために、超短時間雇用などの新しい雇用形態を定着させ、働き方の選択肢を拡大させていきます。

⑤障がい者雇用支援月間の取組

毎年9月は、障がいのある人の雇用機会を生み出し、職業的自立を支援するための障がい者雇用支援月間です。区では、区内の障がい者支援事業所及び利用者による販売活動や「働く障がい者パネル展」を開催し、区役所内実習の様子や民間企業等に就労している様子を紹介し、障がいへの理解を広く周囲していきます。

(4) 移動や行動の支援を充実させます。

①移動支援サービスの充実

区では屋外での移動が困難な障がい者（児）を対象に社会参加のための外出支援、都内の特別支援学校及び区立小中学校の特別支援学級への通学支援、就労継続支援 B 型事業所・短期入所施設・緊急一時保護施設への通所支援を行っています。今後は、需要に応じた供給体制が確保できるよう、サービス事業者と連携しサービスの向上を図っていきます。

②移動手段の確保

障がい者の高齢化・重度化に伴って、自宅から目的地までの移動手段の確保は大きな課題となっています。リフト付タクシーや介護タクシーなどの移動サービスを有効に活用できるよう、利便性の向上を図っていきます。

個別施策

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
37	「生活実習所つばさ」の運営 主に知的障がいのある人に対して、心身の発達を促進し、社会生活能力を高めるための支援を行う通所施設（生活介護）を運営します。 【2019年度末】 利用者数 22 人（定員 23 人）	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
38	「はあとびあ原宿」（生活介護）の運営 知的障がい、身体障がいのある人に対して、日中の時間帯に、心身の発達を促進し、社会生活能力を高めるための支援を行う通所施設（生活介護サービス）を運営します。 【2019年度末】 利用者数 65 人（定員 64 人）、うち施設入所支援利用者 28 人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
39	「くるるえびす」の運営 主に知的障がいのある人に対して、心身の発達を促進し、社会生活能力を高めるための支援（特に創作活動及び表現活動等の芸術活動について重視）を行う通所施設（生活介護）を運営します。 定員 20 名	検討	新規	継続	継続	障がい者福祉課
40	地域活動支援センター（精神障がい）の運営・助成 精神障がいのある人やその家族、関係者に対し、日常生活の支援、相談、地域交流及び人材育成活動等を行うため、「地域生活支援センターさわやかるーむ」を運営します。また、社会福祉法人が運営する「地域活動支援センターふれあい」に、運営費を助成します。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
41	ピアサポートへの支援（精神障がい） 障がいのある人が自分の体験を活かして、同じ障がいのある人を支える活動（ピアサポート）を拡充するため、地域活動支援センターへの支援を行います。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
42	<p>「新橋作業所」の運営 雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他必要な知識及び能力の向上のための支援（就労継続支援 B 型事業）及び一般への就労が困難な高齢者等を対象に「物品の受託加工等事業」を行う通所施設を運営します。 【2019 年度末】 就労継続支援 B 型事業利用者 20 人（定員 25 人） 物品受託加工事業利用者 8 人（定員 10 人）</p>	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
43	<p>「幡ヶ谷のぞみ作業所」の運営 雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他必要な知識及び能力の向上のための支援を行う通所施設（就労継続支援 B 型事業）を運営します。 【2019 年度末】 利用者数 16 人（定員 20 人）</p>	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
44	<p>障がい者就労施設等からの物品調達 年度ごとに区の調達方針・目標を設定し、障がい者就労支援施設等からの物品購入、役務発注の拡充を図ります。 【2019 年度実績】 物品購入契約 14 件、公園清掃等 18 件など</p>	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
45	<p>障がい者就労施設等共同受注体制の支援 区民や民間企業から障がい者就労施設への発注が増えるよう、広報等を強化します。自立支援協議会のネットワーク（就労支援部会）を活用し、受注体制の拡充を図ります。 【2019 年度実績】 共同受注の仕組み作りの検討、障害者団体連合会作業所連絡会のネットワークの活用、区役所 1 階での販売会実施、東京都の共同受注窓口への登録</p>	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
46	<p>就労支援事業所（主に知的・身体障がい）への運営費の助成 障害者総合支援法に基づく就労移行支援・就労継続支援事業の経営安定化を図るため、運営費の助成を行っています。 【2019 年度実績】 11 事業所 ワークセンターひかわ、福祉作業所おかし屋ぱれっと、福祉作業所ふれんど ワークささはた、むつみ工房、ホープ就労支援センター渋谷、広尾ジョイワーク、TEN TONE、JSN 東京、ローランズプラスⅡ、東京聴覚障害者支援事業所 RONA スクール</p>	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
47	<p>就労支援事業所（精神障がい）への運営費の助成 精神障がいのある人の通所を安定化し、社会復帰の促進を図るため、事業運営費助成を行います。 【2019 年度実績】 4 事業所 すみれ工房、ワーク&ショップ〈はらっぱ〉、ストライドクラブ、みどり工房</p>	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
48	障害者就労施設等地域緑化推進事業の助成 公園や街路等における植栽など、地域で緑を創出し保全する地域緑化推進事業を障害者就労施設等に委託して実施することにより、二酸化炭素の削減及び地域の環境整備を推進するとともに、障がい者の就労機会の拡大を図ります。今後は、対象事業所の拡大をめざします。 【2019年度実績】6か所（4事業所）	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課 土木部管理課
49	障害者就労施設等への区施設の提供 区内の民営事業所に、区施設の一部スペースを提供することで事業運営を支援していきます。 【2019年度実績】4か所（4事業所） ワークセンターひかわ、福祉作業所ふれんど、ワークささはた、ホープ就労支援センター渋谷	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
50	渋谷みやげ開発プロジェクト 区内の障がい者支援事業所とデザイン専門学生の協働から生まれた「シブヤフォント」について、区役所内での利用を進めるとともに、民間企業に対しても活用の働きかけを行い、文字やグラフィックデータの販売により、障がい者支援事業所の工賃向上と障がいのある人の活動への理解促進を深めていきます。	拡充	拡充	継続	継続	障がい者福祉課
51	「ハートバレーしぶや」の運営 障害者就労支援センター「ハートバレーしぶや」は、相談、就労準備支援、職場開拓、職場定着支援などを行っており、一人ひとりのライフプランを見据えて、障がい特性に応じた働き方を支援しています。「働く」をより長く、より良いものにするために、学校や障がい者支援事業所、ハローワークや民間企業との連携を強化し、個々の障がい特性に応じた働く場所とマッチングさせ、定着できるよう支援していきます。また、障がいのある人やその家族、支援者、企業などを対象に障がい者雇用についての学習会を開催し、雇用促進に努めます。 【2019年度実績】延べ登録者数240人	継続	拡充	継続	継続	障がい者福祉課
52	区役所内実習の実施 区内の就労支援事業所等と連携して、障がいのある人の就労実習を実施しています。今後は、業務内容や作業時間の選択肢を増やすとともに、対象者や実習場所を広げる仕組みも検討していきます。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
53	会計年度任用職員（プレワーカー）の雇用 障がい者福祉課に障がい者就労支援専門員を配置し、障がいのある人を会計年度任用職員（プレワーカー）として雇用しています。各課の臨時的・経常的な仕事を行い、作業の振り返りをしながら働く力の向上を図ります。 【2019年度実績】 ・障がい種別を問わず人数を増やして雇用開始 ・障がい者就労支援専門員を雇用し、一般就労へ向けての支援を実施 【2019年度雇用実績】 4～9月：6人、10～3月：5人	拡充	継続	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
54	就労準備チェックシートの活用 自立支援協議会就労支援部会で検討・作成した「就労準備チェックシート」を障がいのある人の区役所内実習や会計年度任用職員採用で活用します。区役所内実習においては、就労準備チェックシートの使用を必須とし、障がい種別に関わらず共通で使用できるか検証をしていきます。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
55	障害者雇用支援月間の取組 9月は、障がいのある人の雇用機会を生み出し、職業的自立を支援するための雇用支援月間となっています。区役所内での「働く障がい者パネル展」やシンポジウム、自主製品販売活動を通じて、区民や事業者にも広く周知していきます。 【2019年度実績】 区役所1階にて「働く障がい者パネル展」及び自主製品販売会を実施	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
56	移動支援事業 屋外での移動が困難な障がい者（児）を対象に社会参加のための外出支援（短期入所施設・緊急一時保護施設への送迎を含む）、都内の特別支援学校及び区立小中学校の特別支援学級への通学支援、就労継続支援B型事業所への通所支援を行っています。 【2019年度実績】 移動支援 16,214時間、通学支援 103時間、通所支援 153時間	拡充	継続	継続	継続	障がい者福祉課
57	心身障害者自動車運転免許取得費の助成 心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大、社会参加の促進と福祉の増進を図るため、自動車運転免許取得費の全部又は一部を助成します。 【2019年度実績】1人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
58	身体障害者用自動車改造費の助成 重度の肢体不自由者で、就労等に伴い自ら所有する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造を必要とする人に、改造費を助成します。 【2019年度実績】2件	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
59	心身障害者（児）自動車燃料費の助成 重度心身障がい者（児）の日常生活の利便と生活圏の拡大、社会参加の促進と福祉の増進を図るため、自家用自動車の燃料費を助成します。 【2019年度実績】利用者数 131人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
60	リフト付タクシーの運行 歩行困難な心身障がい者（児）の社会生活の利便を図るため、車いすや移動寝台に乗ったまま乗降できる車両を運行します。 【2019年度実績】登録者数 167人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
61	心身障害者（児）福祉タクシー券の交付 重度心身障がい者（児）の日常生活の利便と生活圏の拡大、社会参加の促進と福祉の増進を図るため、福祉タクシー券を交付します。 【2019年度実績】交付者数 2,659人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
62	介護タクシー利用料の助成 重症心身障がい児・者、医療的ケアが必要な障がい児・者（成人は身体障害者手帳の所持者が対象）に対し、運賃を除く介助料・予約料、迎車料などの助成をします。	新規	継続	継続	継続	障がい者福祉課
63	移動サービス事業（福祉有償運送） 車椅子を使用している人や移動困難な人を対象に、ハンディキャブ（車椅子ごと乗車できる車両）による外出援助を行います。対象は身体障害者手帳所持者、要介護要支援認定者等で事前の登録が必要です。 【2019年度実績】 利用者数 15人 利用件数 101件 延べ利用時間 198時間 15分	継続	継続	継続	継続	福祉部管理課 （渋谷区社会福祉協議会）
64	都営交通無料乗車券の発行（都の制度） 身体障害者手帳、愛の手帳等をお持ちの方に都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券（磁気券）を発行します。 【2019年度実績】発行件数 819件 ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方には、都営地下鉄の定期券発売所等で都営交通乗車証を発行しています。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
65	有料道路料金の割引（国の制度） 身体障がい者が自ら運転する自動車、又は重度の身体障がい者（児）・重度の知的障がい者（児）が乗車し、介護者が運転する自動車が有料道路を利用する際に割引になる証明を身体障害者手帳・愛の手帳に記載します。事前登録により ETC 通行の際も割引が可能です。 【2019年度実績】 記載件数 364件（うち ETC 件数 331件）	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

2-3 地域で暮らす

現状と課題

- ▶ アンケートでは、将来も渋谷区に住み続けたいと希望する人が多くなっています。暮らしの場の確保を望む声は依然として多く、グループホームのさらなる拡充や民間賃貸住宅への入居支援を進めていく必要があります。
- ▶ ショートステイや緊急一時保護などの一時利用のサービスのニーズがますます高くなってきています。本当の緊急時に利用できないという声も多く、支援体制の再構築の検討が必要です。
- ▶ 障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するために、地域生活支援拠点等の面的整備や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。
- ▶ 障がいのある人の高齢化への対応や、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制構築の準備のため、介護分野との連携を地域ごとに強化していくことも必要になってきています。

今後の方向

- ▶ 地域で安心して住み続けられるよう、本人だけでなく家族も含めた支援を行います。
 - (1) 暮らしの場を確保していきます。
 - (2) 日常生活を支えるサービスを提供します。
 - (3) 経済的負担の軽減を図ります。
 - (4) 成年後見制度の活用を進めます。
 - (5) 地域で暮らし続ける体制をつくりまします。

主な取組

(1) 暮らしの場を確保していきます。

①グループホームの拡充

家族からの自立、親なき後の生活のより所として、共同生活の中で自立する力を育むグループホームの整備・運営の支援を進めます。

②居住支援事業の拡充

区では、民間不動産業者・保証会社との協定を拡充し、住み替えに困っている障がいのある人、高齢者、ひとり親世帯の賃貸住宅への入居を継続して支援していきます。

また、障がい者等住宅確保要配慮者に対する支援を行う団体や事業者等関係者との情報共有及び必要かつ効果的な居住支援策等について協議するため、渋谷区居住支援協議会を設立します。併せて不動産オーナー等関係者への理解啓発のためのセミナー等の実施を検討します。

(2) 日常生活を支えるサービスを提供します。

①在宅生活支援のサービス

自宅等を訪問して家事や身の回りの支援を行う居宅介護等のサービスや、「配食サービス」、「訪問入浴サービス」を継続します。また、介護保険サービスとも連携・調整しながら、障がいのある人や家族が健康を保ち、自宅における生活の質を維持・向上できるよう支援していきます。

②一時利用のサービス

区では、障がいのある人の一時的な宿泊（ショートステイ・ミドルステイ）や、委託事業としての一時預かり（緊急一時保護）を実施しています。他にも、重度心身障がい者（児）の介護者が疾病等により介護できないときに、本人推薦の介護人を派遣できるサービスも実施しています（緊急介護人の派遣）。必要

な人が必要なときに支援を受けられるよう、サービスの有効化を図っていきます。

③日常生活や衛生環境の保持

住宅設備の改善や日常生活用具・補装具の購入等に対する費用を支給しています。今後も、障がいの状況や技術の進歩に応じて日常生活用具の対象品目の見直し等を行い、介護サービスとも連携・調整しながら、必要な技術を順次利用できるよう支援していきます。また、良好な衛生環境を保てるよう、重度障がいのある人への福祉理美容券の交付、寝具乾燥等を継続していきます。

(3) 経済的負担の軽減を図ります。

①心身障害者福祉手当の支給

区の制度である心身障害者福祉手当について、継続して支給を行っていきます。

②国・都の手当や医療費助成などの情報提供

国や都の制度による各種手当や医療費助成などの制度について、対象となる人が確実に制度を利用できるよう、窓口や広報物での案内体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度の更なる利用促進を図ります。

①地域連携ネットワークの構築

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、福祉サービスのニーズや課題の早期発見から対策までの有効かつ円滑な流れ等をつくるため、成年後見支援センターその他区内の既存機関との相互連携による協力体制の整備等により、有機的な地域連携ネットワークを構築します。

②成年後見制度への理解と利用促進

講演会等を通じた普及啓発やパンフレットを通じて、成年後見制度に対する不安の解消の取組を進めます。また、成年後見支援センターへの早期相談を促すとともに、本人の意思を汲んで権利を守り、制度を利用しやすくするための支援に取り組みます。

(5) 地域で暮らし続ける体制をつくります。

①地域生活支援拠点等の面的整備

「地域生活支援拠点等」とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。区では、障害者福祉センターはあとびあ原宿や2024年度に開設予定の神宮前三丁目障がい者施設を中心とした複数の事業所のネットワークによる地域生活支援拠点等の面的整備をめざし、段階的に整備していきます。渋谷区自立支援協議会は、2020年度から、既存施設や今後整備予定の施設を含めた地域におけるネットワークのあり方を検討するための会議やワーキンググループを開催しています。

②地域生活支援拠点等に係るコーディネーターの配置

地域生活支援拠点等の面的整備に伴い、障がいのある人の居住支援のためのサービス提供体制を総合調整するコーディネーターの配置を検討します。

③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神科病院に長期入院中の人の地域生活への移行を進めるために、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

④障害福祉サービス事業所と介護サービス事業所の連携強化

介護サービスへの移行や併用、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制構築の準備も含めて、障がい分野と介護分野の連携を地域ごとに強化して、切れ目のない支援体制を実現します。

個別施策

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
66	知的障害者グループホーム運営費の助成 区内で知的障害者グループホームを運営する法人、団体に対し、施設の確保と事業の運営に要する経費を助成します。 【2019年度実績】 4法人5か所に助成	継続	拡充	継続	継続	障がい者福祉課
67	精神障害者グループホーム運営費の助成 精神障がいのある人の地域における生活の場を確保し、自立と社会参加を促進することを目的に、社会福祉法人等が設置した精神障害者グループホームの運営費を助成します。 また、退院間近な人の地域移行を推進するために、ショートステイが活用できるよう、人員体制を含めた事業の充実について検討します。 【2019年度実績】1法人2か所に助成	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
68	障害者グループホーム等整備費助成 渋谷区内でグループホームを新規設置等する事業者に対し、その整備に要する費用を助成します。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
69	知的障害者グループホーム入居者家賃助成 自立生活を支援するため、グループホームに入居している知的障がいのある人に家賃を助成します。 【2019年度実績】 助成対象者58人、総額7,663,390円	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
70	区有地や区有建物の活用、施設整備費の助成 区有地や区有建物を活用したグループホーム等の整備を推進します。 【2019年度実績】 はつらつセンター幡ヶ谷3階に知的障がい者を対象とするグループホーム（定員6名）、短期入所（1床）、特定相談支援事業を整備 【2021年度予定】 恵比寿西二丁目複合施設内に知的障がい者を対象としたグループホーム（定員6名）を整備	継続	拡充	継続	継続	障がい者福祉課
71	居住支援事業（渋谷区居住支援協議会の設立） 障がい者等住宅確保要配慮者に対する支援を行う団体、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業者を行う者等の関係者間及び区と情報共有するとともに、必要かつ効果的な居住支援策等について協議するため、渋谷区居住支援協議会を設立します。 <主な活動予定内容> ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介、あっせん・住宅相談会の開催、相談窓口の設置など住宅相談サービスの実施・不動産オーナー等関係者啓発のためのセミナー開催	検討	検討	新規	継続	住宅政策課
72	居住支援事業（協力不動産店紹介） 区内の住み替え先が見つからない高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯に、協定団体（1団体）と連携し、協力不動産業者を紹介します。新たに協定先を拡大する予定です。	継続	継続	継続	継続	住宅政策課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
73	居住支援事業（民間保証会社紹介保証料一部助成） 住み替えに伴うアパート契約で保証人が見つからない高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯に、民間の保証会社（1社）を紹介するとともに、初回保証料を助成します。新たに協定先を拡大する予定です。 【2019年度実績】1世帯に助成	継続	継続	継続	継続	住宅政策課
74	障害者向け区営住宅の運営 区営住宅「ライフピア西原」において単身者用5戸と世帯用5戸を、「幡ヶ谷二丁目住宅」において単身者用3戸と世帯用2戸を運営します。	継続	継続	継続	継続	住宅政策課
75	住み替え家賃補助 区内の賃貸住宅等に居住する障がい者世帯が立ち退きを求められ区内の民間賃貸住宅に住み替える場合に、住み替え後の家賃などを補助します。 【2019年度実績】7世帯に助成	継続	継続	継続	継続	住宅政策課
76	心身障害者配食サービス事業 食事を作ることが困難なひとり暮らし等の重度心身障がいの者の自宅に食事を届けます。（1食200円を区が負担、1週間に7回まで） 【2019年度実績】265食	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
77	重度心身障害者（児）入浴介助事業（訪問入浴サービス事業） 長期にわたり自宅及び公衆浴場での入浴が困難な在宅の重度心身障がいを対象に、巡回入浴車を派遣し入浴介助を行います。 【2019年度実績】 登録者17人 延べ利用回数552回	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
78	「はあとびあ原宿」（短期入所）の運営 自宅で介護する人が疾病の場合など、入浴、排泄、食事の介護等を短期間行います。（定員4人） 【2019年度実績】 利用者数45人 延べ利用日数1,032日	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
79	「はあとびあ原宿」（ミドル・ステイ）の運営 一時的な理由により、家庭での日常生活が困難となった知的障がいのある人が一定期間（6か月以内）入所できるミドル・ステイ事業を「はあとびあ原宿」で実施します。（定員2人） 【2019年度実績】 利用者数6人 延べ利用日数181日	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
80	精神障害者ショートステイ事業者への助成 利用者への負担額助成を行うとともに、ショートステイ用の部屋を確保しているグループホーム事業者へ運営費等の助成を行います。 自宅での介護が一時的に受けられない場合や精神障がいのある人が一人暮らしの体験をしたい場合などに利用できます。（1床） 【2019年度実績】 利用者数7人 延べ利用日数86日	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
81	知的障害者（児）緊急一時保護事業（区事業） 在宅の知的障がいのある人を介護している人が疾病等の理由により、家庭における介護が困難となったときに、一時的に委託施設（2か所3床）で保護します。 【2019年度実績】 利用者数 249人 延べ利用日数 755日	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
82	心身障害者緊急介護人の派遣 在宅の重度心身障がい者（児）の介護者が疾病等により介護にあたれないとき、介護人（本人推薦による）を派遣します。 【2019年度実績】 昼間介護 1,595件 宿泊介護 76件	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
83	重度脳性麻痺者介護事業 重度脳性麻痺があり、一人で屋外活動をすることが困難な人の介護に対して、家族への助成を行います。（1日1回単位で月12日以内） 【2019年度実績】延べ576回	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
84	心身障害者（児）福祉理美容券の交付 重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、指定理美容店又は自宅のどちらでも利用できる理美容券（年4枚）を交付します。 【2019年度実績】交付者数 1,234人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
85	心身障害者寝具乾燥事業 常時寝たきりの状態で寝具の乾燥が困難な状況にある重度心身障がい者を対象に、寝具乾燥（月1回）を実施します。 【2019年度実績】利用者数 10人 延べ52回	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
86	補装具費の支給 身体障がいのある人、難病患者等の日常生活を容易にするために、義眼、補聴器、義肢、車いす等、障がい状況に適した必要と認められる補装具費（修理を含む）を支給します。 【2019年度実績】 交付 159件（成人 119件、児童 40件） 修理 89件（成人 77件、児童 12件）	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
87	日常生活用具費の支給（日常生活用具給付等事業） 在宅の重度心身障がい者（児）や難病患者の日常生活の利便を図るため、障がいに応じた用具の借入費用を支給します。 【2019年度実績】2,134件	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
88	住宅設備改善費の支給 在宅の重度の肢体不自由者（児）に、日常生活の利便を図るため、居室、台所、浴室、トイレ等の改善や、屋内移動設備、階段昇降機の設置に要する費用を支給します。 【2019年度実績】8件	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
89	ごみの訪問収集 身近な人などの協力が困難な、65歳以上及び障がいのある人のみの世帯に対し、戸別訪問してごみを収集します。 【2019年度実績】336件	継続	継続	継続	継続	清掃リサイクル課 （清掃事務所）

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
90	重度身体障害者救急通報システム（火災安全システム）の設置 家庭内で急病等の緊急事態に陥ったとき、無線発信機を用いて民間受信センターへ通報し、東京消防庁へ通報するとともに、専門員を現場に派遣し、重度身体障害者の生活の安全を確保します。 【2019年度実績】既設置台数 11 台	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
91	障害児紙おむつ購入費の助成 渋谷区社会福祉協議会を通して、区内に住民票があり、常時紙おむつが必要な障がい児（3歳以上18歳未満で、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する方、又は障害者総合支援法第4条に基づく難病等の方）の紙おむつ購入費を助成します。 ※紙おむつ購入費助成を受けている方、生活保護受給中の方は対象外 【2019年度実績】 助成人数 54 人 助成金額 3,891,141 円	継続	継続	継続	継続	福祉部管理課
92	紙おむつ購入費助成 渋谷区社会福祉協議会を通して、区内に住民票があり、常時紙おむつが必要な方のうち、①65歳以上で、要介護1以上の方 ②3歳以上で、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する方、又は障害者総合支援法第4条に基づく難病等の方に、紙おむつ購入費を助成します。 ※障害児紙おむつ購入費助成を受けている方、生活保護受給中の方は対象外	継続	拡充	継続	継続	福祉部管理課
93	心身障害者福祉手当（区の制度） 区内に住所を有する 20 歳以上 65 歳未満で、心身に一定の障がいのある人に支給します。 【2019年度実績】 月額 15,500 円又は 8,000 円 延べ受給者数 29,200 人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
94	特別障害者手当（国の制度） 精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の人に支給します。 【2019年度実績】延べ受給者数 1,098 人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
95	障害児福祉手当（国の制度） 精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の人に支給します。 【2019年度実績】延べ受給者数 257 人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
96	経過的福祉手当（国の制度） 従来福祉手当制度が廃止されて、新たに特別障害者手当制度と障害児福祉手当が創設された時、いずれの制度にも該当しない人に引き続き手当を支給するために経過措置で残された手当です。 【2019年度実績】延べ受給者数 60 人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
97	重度心身障害者手当（都の制度） 心身に特に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする人に支給します。 【2019年度末】認定者数70人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
98	児童育成手当（障害手当）（都の制度） 障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者に支給します。（愛の手帳1～3度、身体障害者手帳1・2級等） 【2019年度実績】 月額15,500円 対象児童延べ61人	継続	継続	継続	継続	子ども青少年課
99	特別児童扶養手当（国の制度） 障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者に支給します。（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度等） 【2019年度実績】受給者数84人	継続	継続	継続	継続	子ども青少年課
100	区立施設における昼食代の軽減 区立施設の生活介護等の昼食代を、所得状況に応じて軽減します。 生活実習所つばさ（生活介護） 障害者福祉センターはあとびあ原宿（生活介護・短期入所）	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
101	介護保険サービスの利用者負担の免除 介護保険の認定を受ける前に、福祉サービスでホームヘルプサービスを利用者負担0円で利用していた人に対し、介護保険の利用者負担を免除します。	継続	継続	継続	継続	介護保険課
102	渋谷区成年後見支援センターへの助成等 判断能力が不十分な障がいのある人、高齢者を対象に福祉・医療・保健サービスの選択等を手助けする相談援助や、成年後見制度の推進のための環境整備を行う渋谷区成年後見支援センター（渋谷区社会福祉協議会が運営）に助成を行います。	拡充	拡充	拡充	拡充	福祉部管理課
103	成年後見区長申立 判断能力が不十分な認知症高齢者、精神、知的障がいのある人のうち、身寄りがない等、当事者による成年後見の申し立てが期待できない状況にある人に対して、区長が家事審判開始の手続きを行います。区が助成する後見報酬について、地域生活支援事業化をめざします。 【2019年度実績】 申立件数6件 うち、高齢者6件、知的障がい者0件、精神障がい者0件	継続	継続	継続	継続	福祉部管理課 障がい者福祉課
104	あんしんサービス（地域福祉権利擁護事業等） 障がいや高齢により判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行います。	継続	継続	継続	継続	福祉部管理課 （渋谷区社会福祉協議会）
105	福祉サービス利用者権利保護委員会 条例に基づき、区民が安心して利用できる福祉サービスの確保に向けて、サービス体制等のあり方や苦情について調査審議し、区長に対して必要な提言等を行います。 【2019年度実績】苦情申立 0件	継続	継続	継続	継続	福祉部管理課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
106	身体障害者入所施設の運営費助成 重度身体障がい者の入所施設を設置している日本赤十字社総合福祉センター障害者支援施設レクロス広尾に対し、運営費を助成します。 【2019年度実績】 入所者数 10人 短期入所延べ利用者数 282人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
107	「はあとびあ原宿」（施設入所支援）の運営 知的障がい者向けの施設入所支援事業（定員 30人 うち2人ミドルステイ枠）を行います。 【2019年度末】 利用者数 28人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
108	地域生活支援拠点等の面的整備（地域生活支援ネットワーク） 障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」に対応するため、地域の事業所や関連機関で支えるネットワークづくりを進めていきます。5つの機能「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」を段階的に整備していきます。地域生活支援ネットワーク検討のための会議において、課題の整理や解決に向けた検討・検証を行っていきます。	拡充	拡充	拡充	拡充	障がい者福祉課
109	神宮前三丁目障がい者施設の整備 旧渋谷保育園移転後跡地に重症心身障がい及び医療的ケア対応の障がい者施設を整備します。 【施設の概要（予定）】 （所在地）神宮前三丁目 18-33 （敷地面積）2076.17㎡ （延べ床面積）3,750㎡ （事業内容） ・児童発達支援・放課後等デイサービス ・生活介護・短期入所・機能訓練 ・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援 ・特定相談支援／障害児相談支援 ・診療所／カフェ／プール／会議室	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
110	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神科病院に長期入院中の人の地域生活への移行を進めるために、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。	検討	新規	継続	継続	地域保健課

2-4 保健医療

現状と課題

- ▶ 保健医療は、疾病や障がいの発見・予防、子どもの発達の不安への対応に大きな役割を果たしています。区では、保健・福祉の連携により、ライフステージに即した支援を強化しています。
- ▶ 定期的に通院している人が多いなど、保健医療サービスは、障がいのある人にとって重要な位置づけにあります。急性期・回復期の対応、長期的に支援を必要とする人々への対応、小児医療から一般の医療への移行など、地域で受けられる保健医療サービスを充実させる必要があります。
- ▶ 日ごろの健康を支える一般診療や歯科診療を身近な医療機関で受けられるよう、医療従事者の理解が求められています。保健医療と福祉との連携がますます重要になっています。
- ▶ 感染症対策は、国や都の取組とともに、区市町村ごと、事業所ごとに対応を進めていく必要があります。新型コロナウイルスの影響調査として、区では自立支援協議会を中心に、いち早く事業者アンケートにより利用者や事業者の対応状況を調査しました。今後は、保健医療機関と連携して、感染症への備えを行っていく必要があります。

今後の方向

- ▶ 障がい等への早期対応、ライフステージに沿った健康管理やリハビリテーションが切れ目なく行えるよう、福祉・保健・医療の連携により一貫性ある支援体制を確保していきます。
 - (1) 保健事業の実施・活用を進めます。
 - (2) 医療的な支援やリハビリテーションの体制を充実させます。
 - (3) 感染症への備えを行います。

主な取組

(1) 保健事業の実施・活用を進めます。

①健康教室の実施・支援

区民が主体的に健康を保持増進できるよう、保健所・保健相談所が健康教室を企画・実施するとともに、自主的な健康づくりの活動を支援します。

②健康診査の実施・活用

妊婦健診や乳幼児健診、学校健診、特定健診を実施して、障がいや疾病の早期発見・早期対応に取り組み、医療機関の受診や子ども発達相談センター等の各種相談へとつなげます。

③障がいのある人の健康づくり支援

障がい者支援事業所と連携して障害者健診を実施します。また、障がいのある人に対する健康相談、栄養指導、在宅難病患者の療養相談等を、個別又は集団で実施していきます。健康相談は、家庭訪問や電話、来所により対応します。

精神保健相談は、本人や家族がメンタルヘルスに関して精神科医に相談できる重要な機会となっています。また、セカンドオピニオンを得る機会としても機能しており、今後も継続して実施していきます。また、家族会の活動についても広く知ってもらうため広報に力を入れていきます。

(2) 医療的な支援やリハビリテーションの体制を充実させます。

①地域医療の推進

障がいのある人が、身近な地域で一般診療や歯科診療が受けられるよう、区内の医療従事者等に障がいへの理解を促していきます。

②地域リハビリテーションの推進

区内の医療施設、保健所、障がい者支援事業所、文化・スポーツ団体等と連携して、地域リハビリテーションの体制を確立していきます。

(3) 感染症への備えを行います。

①緊急時の支援体制の整備

障がいのある人、家族が感染した場合の本人に対する支援体制について、事業所や保健所等関係機関と連携して対応していきます。

②障害福祉サービス等事業所における感染症対策

障害福祉サービス等事業所への感染症対策研修やマスク・消毒液のあっせん等の情報提供、事業継続のための必要な支援等を行います。

また、早期からの事業所との情報共有を行い、利用者や支援者が感染症に罹患した場合の迅速な対応を図っていきます。

個別施策

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
111	精神保健相談 毎月、保健相談所で精神保健相談日を設け、専門医が本人や家族等の相談に対し指導を行います。必要に応じ、保健師が家庭訪問を含めた相談・支援を行うほか、電話や来所による相談も随時受けます。 【2019年度実績】 開設回数 66回 相談延べ件数 147件	継続	継続	継続	継続	中央保健相談所 恵比寿保健相談所 幡ヶ谷保健相談所
112	栄養指導 生活習慣病等の予防を目的とした栄養相談を行います。障がいのある人に対しては、必要に応じて個別相談やグループへの健康教育を実施します。 【2019年度実績】 11回開催 参加者数 63人	継続	継続	継続	継続	中央保健相談所 恵比寿保健相談所 幡ヶ谷保健相談所
113	障害者健康診断 渋谷区在住で障がい者支援事業所に通所している障がいのある人を対象に実施します。 【2019年度実績】 受診者数 125人	継続	継続	継続	継続	中央保健相談所 幡ヶ谷保健相談所
114	保健師活動：健康相談 妊産婦や乳幼児、精神障がいのある人、難病患者をはじめとして、地域住民が健康の保持・増進、疾病や障がいの悪化予防を図ることができるよう、保健師が、家庭訪問や電話、来所により、さまざまな相談に対応します。必要に応じて関係機関への連絡も行います。 【2019年度実績】 家庭訪問 延べ 2,259件(精神 591 難病 23) 面接相談 延べ 2,733件(精神 768 難病 2) 電話相談・文書相談 延べ 17,816件 (精神 3,986 難病 114) 関係機関連絡 10,634件(精神 4,022 難病 162)	継続	継続	継続	継続	地域保健課 中央保健相談所 恵比寿保健相談所 幡ヶ谷保健相談所

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
115	保健師活動：健康教育 住民が自らの健康を保持増進できるように実施します。 保健所・保健相談所が企画し主催する場合と、地域住民が自主的に行う学習活動を支援する場合があります。 【2019年度実績】 保健所・保健相談所事業 開催回数 137回 参加者延べ 2,562人 (うち精神 開催 19回 参加者延べ 186人など)	継続	継続	継続	継続	地域保健課 中央保健相談所 恵比寿保健相談所 幡ヶ谷保健相談所
116	障害者等口腔保健医療事業 障がいや高齢等を理由として、一般の歯科診療所では治療を受けることが困難な人を対象に、区から委託を受けた渋谷区歯科医師会が「渋谷区口腔保健支援センタープラザ歯科診療所」で歯科診療を行います。また、歯科衛生士による口腔保健指導も月2回行います。 【2019年度実績】 診療日：土曜日(毎週) 利用人員 延べ741人	継続	継続	継続	継続	地域保健課
117	精神障害者支援事業所歯科健康教育 主に毎年6月に、精神障がい者支援事業所などにおいて、歯科健康教育を行います。 【2019年度実績】4か所開催 合計41人	継続	継続	継続	継続	中央保健相談所
118	精神障害者デイケア事業 精神保健活動の一環として、回復途上にある精神障がい者に対し、集団生活訓練を通して社会復帰の促進を図ることを目的に実施します。併せて、専門医による社会復帰相談、学習会なども実施します。 【2019年度実績】 開催回数計90回 参加人数延べ563人	継続	継続	継続	継続	恵比寿保健相談所 幡ヶ谷保健相談所
119	在宅難病患者療養相談 難病で在宅療養中の人が、安心して療養生活を送れるように、保健所・保健相談所の保健師が、面接や訪問などを通じて、難病患者やその家族を総合的に支援します。また、専門医による難病講演会等の啓発事業や患者会支援なども行います。	継続	継続	継続	継続	地域保健課 中央保健相談所 恵比寿保健相談所 幡ヶ谷保健相談所
120	自立支援医療(更生医療) 身体障がいのある人の障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする手術等の医療に対して、東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき、医療保険の本人負担分を支給します。 【2019年度実績】申請件数541件	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
121	自立支援医療(育成医療) 18歳未満の身体に障がいのある児童に、早期治療を通じて、将来の生活能力を取得させることを目的に医療費を助成します。 【2019年度実績】申請人数2人 延べ12件	継続	継続	継続	継続	地域保健課
122	自立支援医療(精神通院医療) 精神疾患に係る通院医療について、医療費を助成します。 【2019年度実績】申請件数2,888件	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
123	難病等医療費助成 認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。 【2019年度実績】申請件数 1,912 件	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
124	心身障害者（児）医療費助成（都の制度） 病院で診療を受けるとき等の医療費について、医療保健の自己負担分の一部を助成します。 【2019年度末】受給者数 1,293 人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
125	感染症対策研修 障がい者支援事業所等を対象に、感染症予防・拡大防止等の適切な対応を図るため、感染症対策担当課と連携して、研修会等を年 1 回以上開催します。	新規	継続	継続	継続	障がい者福祉課

2-5 集い・交流

現状と課題

- ▶ アンケートでは、区内でもっとしたい活動の上位に、「友だちとすごす・友だちとの遊び」、「文化芸術・スポーツ活動・趣味・習い事」があげられ、区内に望む余暇活動の場として、スポーツやリハビリの場、文化活動や学習の場とともに、フリースペースやカフェなどの交流の場が求められています。
- ▶ 区は、障がいのある人が文化・生涯学習活動やスポーツ活動に参加しやすいよう、各種の支援や活動プログラムを実施しています。健康づくりやリハビリのため、スポーツ活動等が重視されている一方で、障がいや体調面の不安等から参加していないという人も少なくありません。障がいのある人や子どもが利用できる公共施設が少ない・遠いといった声もあります。より多くの方々が参加しやすい環境やプログラムを充実していく必要があるといえます。
- ▶ アンケートによると、当事者同士・家族同士の交流活動も、地域の中での住民同士の日ごろの交流も、未だに限られた状況にあります。障がいのある人や子どもが孤独を感じずにすごせる場所や機会があるとよいとの声もあります。障がいのある人が、生涯を通じて多様な活動への参加、地域の一員としての社会参加の機会を拡げていけるよう、参加のための場所や機会、必要な支援を確保していく必要があります。

今後の方向

- ▶ 障がいのある人が、のびのびと文化・スポーツに参加し、様々な集いを楽しみ、健康や生きがい、仲間づくりができ、心豊かな文化が創造される環境づくりを進めていきます。
 - (1) 文化芸術活動・生涯学習・スポーツの機会を充実させます。
 - (2) 参加・交流のための「集いの場」をつくります。

主な取組

(1) 文化芸術活動・生涯学習・スポーツの機会を充実させます。

①日ごろの文化・生涯学習活動の充実

主要な公共施設の入館料免除、図書館での点字図書、ハンディキャップサービスの充実、各種文化教室の開催など、生涯学習プログラムを充実させます。また、知的障害者教室（GAYA、えびす青年教室）などの活動を通じて、社会生活に必要な知識を学習する機会の確保や仲間づくりを支援しています。

②スポーツする機会の確保と、活動しやすい環境整備

障がいのある人がスポーツする機会を広げるために、スポーツ施設や事業の情報提供を充実させます。また、障がいのある人もない人も参加できる運動会やスポーツイベントなど、多くの人と交流し、一緒にスポーツを楽しむ仲間づくりができる場を創出します。併せて、プールサポーターや指導員の育成・確保、公共スポーツ施設での障がい理解の促進など、スポーツを気軽に楽しめる環境づくりを進めます。

(2) 参加・交流のための「集いの場」をつくります。

①様々な「集いの場」づくり

障がいのある人と家族が地域で暮らしていくには、当事者同士の交流・情報交換や地域住民との関わりが必要です。区では、障がいの有無にかかわらず参加できるイベント・講座の実施や、地域資源を活用した気軽に立ち寄ることができる「集いの場」づくりを推進していきます。また、集いの場での相談や健康づくり、支援の情報提供が行えるよう、コーディネーター等の配置を検討します。

個別施策

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
126	文化芸術活動振興事業 障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、渋谷区障害者団体連合会に委託して、作品展や音楽会等の発表の場を設けるとともに、創作意欲を向上させるための環境整備や支援を行います。 【2019年度実績】 3事業 21回 障害者作品展「どきどきときめき展」 福祉講座（講演会・講座）	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
127	旧朝倉家住宅観覧料の免除 障がいのある人と付き添いの人の観覧料を免除します。	継続	継続	継続	継続	文化振興課
128	コスモプラネタリウム渋谷の観覧料の免除 障がいのある人と付き添いの人の観覧料を免除します。	継続	継続	継続	継続	文化振興課
129	知的障害者教室 知的障がいのある人が、全体活動及びクラブ活動を通して社会生活に必要な知識を学び、仲間づくりを広げることが目的として、幡ヶ谷社会教育館（幡ヶ谷教室「GAYA」）・恵比寿社会教育館（恵比寿教室「えびす青年教室」）の2箇所それぞれ月1回、年間を通して実施します。 【2019年度実績】 実施回数 GAYA:10回 恵比寿青年教室:9回 参加者数延べ 1,231人（ボランティア含む）	継続	継続	継続	継続	生涯学習振興課
130	白根記念渋谷区郷土博物館・文学館入館料の免除 障がいのある人と付き添いの人の観覧料を免除します。	継続	継続	継続	継続	生涯学習振興課
130	松濤美術館入館料の免除 障がいのある人と付き添いの人の観覧料を免除します。	継続	継続	継続	継続	生涯学習振興課
131	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 障がいのある人の心身の健康増進のため、渋谷区障害者団体連合会に委託して、スポーツ・レクリエーション事業を実施します。 【2019年度実績】3事業6回	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
132	のびのび水中運動教室 主に肢体不自由者を対象に、水中歩行や身体の動かし方を経験し、身体を動かす楽しさを体験する運動教室を開催します。スポーツセンター、代官山スポーツプラザ、中幡小学校温水プールで実施しています。 【2019年度実績】 実施回数 33回 参加者数 298人	継続	継続	継続	継続	スポーツ振興課
133	知的障害者（児）水泳教室「スウィミー」 区内在住で小学生以上の知的障がいのある人を対象に、中幡小学校温水プールで水泳教室を開催します。 【2019年度実績】 実施回数 21回 参加者数 806人	継続	継続	継続	継続	スポーツ振興課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
134	<p>プールサポーター事業（ひがし健康プラザプール） プールサポーター（ボランティアなど）がひがし健康プラザプールで、高齢者・身体に障がいのある人のプール活動を支援します。 日曜日 9：30～11：00 【2019年度実績】 実施回数 43回 参加者数 448人</p>	継続	継続	継続	継続	スポーツ振興課
135	<p>障がい者スポーツ体験教室 誰もがスポーツを楽しめる社会を目指し、障がいのある方もない方も誰でも参加できる教室として開催しています。 多くの方にスポーツを楽しんでもらうとともに、障がいのある人との交流の機会とすることで、社会の障がい者に対する理解促進につなげます。 【2019年度実績】 事業開始 実施回数 22回 参加者数 735人</p>	拡充	継続	継続	継続	スポーツ振興課
136	<p>区立スポーツ施設の個人使用料免除 障がいのある人の個人使用料を免除します。</p>	継続	継続	継続	継続	スポーツ振興課
137	<p>「集いの場」の整備 生活の悩みや子育ての悩みなど、誰もが気軽に交流し、相談・情報交換ができる場所の整備を検討します。また、障がいの有無にかかわらず参加できるイベント・講座等を開催します。</p>	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
138	<p>家族支援（「渋谷区精神障がい者家族会」等） 精神障がいのある人の家族が主催する家族会に対し、家族同士の情報交換や学習会等の支援を継続していきます。 【2019年度実績】 定例会月 10回 幹事会月 10回 参加者 103人</p>	継続	継続	継続	継続	地域保健課

基本目標3 互いを理解し支え合う地域づくりを進めます

3-1 理解促進

現状と課題

- ▶ 2011年に改正された障害者基本法は、「障がいのある人が日常生活や社会生活の中で受ける制限は、心身の機能の障がいのみでなく、社会の中にある様々な社会的障壁と相対することによって生ずるもの」という「社会モデル」の考え方に基いています。社会的障壁とは、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいい、大きく分けて、物理的なバリア、制度的なバリア、文化・情報面でのバリア、意識上のバリア（こころのバリア）の4種類あります。
- ▶ 2016年4月に施行された障害者差別解消法では、行政機関等や民間事業者に対し、障がいのある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。2018年10月には東京都障害者差別解消条例が施行され、差別解消法においては努力義務とされた民間事業者の合理的配慮の提供が、都条例においては行政機関等と同様に義務とされています。
- ▶ 「こころのバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。そのためには、一人ひとりが、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「社会モデル」を理解すること、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を行わないよう徹底すること、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことが必要です。
- ▶ アンケートでは、周囲の人の障がいへの理解が足りていないという声が依然として多くあげられています。特に、外見上わかりにくい障がいについては、理解や配慮を得にくい、配慮を求めづらいため、説明してもわかってもらえないなど、より一層、周囲の理解が得にくい傾向があります。

今後の方向

- ▶ 障がいの有無による分けへだてや不当な扱いのない、思いやりのあるまちづくりを進めます。
 - (1) 障がいを理由とする差別の解消を推進します。
 - (2) 障がいへの理解、こころのバリアフリーを促進します。

主な取組

(1) 障がいを理由とする差別の解消を推進します。

①障害者差別解消法の周知・啓発

障害者差別解消法の理解を深める取組として、事業者等を対象とした講演会や職員を対象とした研修等を実施します。

②障害者差別解消法に基づく地域協議会の設置

地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会の設置を進めます。

(2) 障がいへの理解、こころのバリアフリーを促進します。

①理解促進の機会の拡充

学校・職場・地域において多くの人々が障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、学習の機会を充実させます。また、渋谷区で開催されるイベント、福祉作業所その他の団体・企業が実施する障がい者支援活動、文化・スポーツ活動等において、障がいのある人と交流する機会を拡充することにより、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

②東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関連した取組

1年延期することとなった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への気運を再醸成するため、新しい形での事業を実施します。ライブ配信等により競技の魅力を発信し、パラリンピック選手との交流を通じて、障がいに関する理解を深めるとともに、ボランティア体験などの「支える」活動を推進し、共生社会づくりの契機とします。

③ボランティア人材の育成

「しぶやボランティアセンター」や民間の社会貢献活動等と連携して、障がいのある人の暮らしやすさや自己実現を支援するため、ボランティア人材の育成に努めます。

④ヘルプカードの活用・周知

障がいのある人へのヘルプカードの配布を進めるとともに、イベントや防災活動等で区民への周知を行い、認知度を高めていきます。

個別施策

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
139	障害者差別解消法に基づく地域協議会の設置 障がい者差別に関する相談や差別解消の取組を専門に協議する機関として、障害者差別解消支援地域協議会の設置を目指します。	検討	検討	新規	継続	障がい者福祉課
140	渋谷区「障害者週間」記念式典の開催 「障害者週間」の意識を高める一環として、自立した生活を営み他の障がいのある人の模範となっている人、障がいのある人の支援・援助等に功績が顕著な人、長年にわたり障がいのある人の介護支援に尽くしている人に対し、区長が表彰し、その労をねぎらいます。年1回開催 【2019年度実績】 2019年12月7日美竹の丘・しぶや内 表彰者：自立生活者5人、自立支援功労者1人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
141	啓発イベント助成 区内の就労継続支援事業所等の製品等の販売促進を図り、障がい者の活動を広く周知して、共生社会の実現に寄与するため、NPO法人等が主催する啓発イベント等に対し、運営費等を助成します。 【2019年度実績】 3事業（超福祉展・コオフク塾 in シブヤ 2019・ダイアログ・プロジェクト）	継続	拡充	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
142	理解促進の機会の充実 学校・職場・地域で障がいのある人に対する理解を深められるよう、区が共催・後援するイベントや、民間企業や団体が実施する障がい者支援活動において、学習機会の充実を図っていきます。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
143	精神保健講演会の開催 精神障がいのある人や家族、一般区民を対象に、こころの病気や精神障がい・自殺対策に関する正しい知識と理解を深めるための講演会を開催します。開催にあたっては、学校等における早期の障がい理解に向け、教育分野等との連携を図っています。 【2019年度実績】 4回開催 参加者数 139人	継続	継続	継続	継続	地域保健課 中央保健相談所 恵比寿保健相談所 幡ヶ谷保健相談所
144	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連した取組 1年延期することとなった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への気運を再醸成するため、新しい形での事業を実施します。ライブ配信等により競技の魅力を発信し、パラリンピック選手との交流を通じて、障がいに関する理解を深めるとともに、ボランティア体験などの「支える」活動を推進し、共生社会づくりの契機とします。 【2019年度実績】 ①国際大会観戦事業 ②SHIBUYA 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた記念展示会 ③リアル観戦事業 ④オリンピック・パラリンピック気運醸成事業 ⑤パラリンピックPR紙芝居事業 ⑥おもてなし関係者スキルアップ事業 ⑦東京2020大会に向けた渋谷区おもてなし講座 ⑧文化プログラム事業 ⑨独自ボランティア制度	継続	拡充	未定	未定	オリンピック・パラリンピック推進課
145	しぶやボランティアセンターへの助成 ボランティアに関する相談・調整、情報提供、各種講座の実施等を行う「しぶやボランティアセンター」（渋谷区社会福祉協議会が運営）に対して助成を行います。	継続	継続	継続	継続	福祉部管理課
146	ヘルプカード・防災用バンダナの活用 ヘルプカードの広報を推進するとともに、防災訓練や各種イベントでの活用を図り、認知度を高めていきます。 また、防災用バンダナについても、聴覚障がいのある人などへの配付を継続します。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課

3-2 バリアフリーなまちづくり

現状と課題

- ▶ 障がいのある人が、社会の中で直面する障壁（バリア）には、意識上のバリア（こころのバリア）や制度的なバリアのほかに、物理的なバリア、文化・情報面でのバリアがあります。
- ▶ アンケートでは、外出時の困りごととして「自転車や歩行者との接触に危険を感じる」「道路や駅・建物の通行が不便」との声が多くあがりました。また、外出時に使用するトイレの条件として「洋式であること」「十分なスペースがあること」などがあがりました。
- ▶ バリアフリー法では、障がいのある人などの移動や施設利用の利便性・安全性を向上させるために、公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進することとされており、区でも必要な整備が求められています。
- ▶ アンケートでは、情報面の配慮を求める声も少なくありませんでした。障がいの有無にかかわらず必要な情報を誰もが得ることができるように、情報のバリアフリーの推進が必要です。

今後の方向

- ▶ 障がいの有無による分けへだてや不当な扱いのない、思いやりのあるまちづくりを進めます。
 - (1) 街や建物のバリアフリー化を推進します。
 - (2) 情報のバリアフリーを推進します。

主な取組

(1) 街や建物のバリアフリー化を推進します。

① 渋谷駅周辺地区での取組

区は、2017年度に「渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリーの環境づくりの方針と、渋谷駅周辺を重点地区に設定した具体的な事業計画を定めています。周辺のまちづくりと連動しながら、渋谷駅を利用するすべての人にとって、移動や施設利用の安全性・利便性が向上するよう、同地区のバリアフリー化を推進していきます。

② トイレの整備

区は、2018年度に「渋谷区トイレ環境整備基本方針」を策定し、インクルーシブなトイレ環境を整備するための基本的な考え方を示しました。併せて誰もが快適に使用できる公共トイレを設置するプロジェクトを実施するなど、引き続き公園や公共施設等での衛生的で広さや設備に配慮したトイレの整備を進めていきます。

③ バリアフリーマップの作成検討

障がいのある人の移動の利便性を向上させるには、トイレやエレベーターなどのわかりやすいバリアフリー情報の提供が必要不可欠です。区は、ホームページ等を活用したバリアフリーマップの作成など、情報提供のあり方を検討します。

④ 公園のユニバーサルデザイン

多様な公園利用ニーズを踏まえながら、公園に集う様々な区民が安全に利用することができ、さらには「ちがいを自然と理解し合える工夫がされているインクルーシブな遊具を公園に設置し、多様性を育む環境づくりを進めていきます。また公園の改修の際にはバリアフリー基準に基づき誰もが利用しやすい公園を整備していきます。

(2) 情報のバリアフリーを推進します。

①手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制をニーズに合わせて充実させていきます。

②障がいの特性に応じた情報提供・意思疎通支援

障がいの有無にかかわらず、誰もが円滑に、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることができるように、手話、筆記、音声、点字、文字の大きさ、ルビ、絵・図、色合い、簡易な表現、新たな情報通信技術（ICT）の導入の検討など、多様な障がいの特性に応じた情報提供や意思疎通支援の手段を確保するよう努めます。

③選挙での投票支援

障がいのある人が選挙権を円滑に行使することができるように、投票所や期日前投票所でのコミュニケーションボードの設置、また、情報保障のため選挙公報の点字版や音声読み上げデータの提供、選挙のお知らせに音声コードを付けるなど、投票環境の向上のための取組を継続していきます。

個別施策

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
147	<p>渋谷駅周辺地区の一体的なバリアフリー化 【特定事業計画の推進】 渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく、渋谷駅周辺地区の生活関連施設（交通機関、公共施設、民間商業施設等）・生活関連経路（道路等）のバリアフリー化の進捗管理を行います。</p> <p>【バリアフリー化整備助成の推進】 事業者が合理的配慮等を行う際の費用負担軽減のため、渋谷駅周辺の小規模店舗に、バリアフリー化整備助成を行うことにより、店舗のバリアフリー化が進み、「すべての来街者がまた訪れたいとなる街、渋谷」を推進します。</p> <p>【2020年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想特定事業計画の改訂 渋谷区バリアフリー推進協議会（1回）、事業者部会（1回）・区民部会（1回）を開催 渋谷駅周辺小規模施設に対するバリアフリー化整備費推進事業助成の申し込みを受付 	継続	継続	継続	継続	まちづくり第二課
148	<p>道路のバリアフリー化（歩道橋エレベーター設置） 高齢者や障がいのある人のための施設への移動の円滑化を図るため、交通処理や道路構造等が原因で平面横断ができない場所に設置された横断歩道橋については、架け替え等の更新時にエレベーター等の設置について検討を行うこととし、国・都に対してはエレベーター等の設置・管理を要望します。</p> <p>【2019年度実績】なし</p>	継続	継続	継続	継続	道路課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
149	道路のバリアフリー化（歩道の拡幅） 特に高齢者や障がいのある人にとって歩きにくい歩道について、歩行環境の改善を図ります。歩道の拡幅、歩道の平坦性の確保や縁石の補修等を行います。 【2019年度実績】 ・大山街道整備事業による歩行者空間拡張の社会実験等の実施 ・歩道の平坦性の確保や縁石の補修等	継続	継続	継続	継続	道路課
150	道路のバリアフリー化（階段・手すり、点字ブロック等の整備） 高齢者や障がいのある人等にもやさしいまちづくりをめざして、階段に手すりの設置や補修等を行います。また、視覚障がい者が利用する公共施設への誘導のため、点字ブロックの設置や補修を行います。 【2019年度実績】 点字ブロック改良 1,474 枚	継続	継続	継続	継続	道路課
151	道路のバリアフリー化（自転車等の撤去） 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩行の障害となる自転車や立て看板等について、歩行動線からの排除を行います。 【2019年度実績】 自転車 11,145 台、原動機付自転車等 46 台、立て看板等 0 件	継続	継続	継続	継続	交通政策課 土木部管理課
152	区民施設のバリアフリー 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりのために、区民施設のバリアフリー化を推進します。	継続	継続	継続	継続	地域振興課
153	鉄道駅エレベーター等整備費助成 駅構内にエレベーターを設置する鉄道事業者に対し、整備費を助成します。駅のバリアフリー化を図り、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進していきます。 【2019年度実績】なし	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
154	鉄道駅ホーム柵等整備促進補助 渋谷区内の鉄道駅にホームドア等を設置する鉄道事業者に対し、整備に要する経費の一部を補助することで鉄道の利用環境の整備を図り、高齢者、障がいのある人等を含むすべての区民及び来街者のためまちづくりの推進を図ります。 【2019年度実績】 小田急線代々木上原駅ホームドア 2 列設置補助	継続	継続	継続	継続	都市計画課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
155	手話通訳者の派遣 聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通に支障がある人を対象に、手話通訳者を派遣します。 【2019年度実績】 利用者数 25 人 派遣回数 263 回 派遣時間 825 時間	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
156	要約筆記者の派遣 聴覚障がいのある人を対象に、話の内容を要約して伝える要約筆記者を派遣します。 【2019年度実績】 利用者数 1 人 派遣回数 10 回 派遣時間 34 時間	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
157	高度手話通訳者の派遣 高度な通訳内容等に対応できる手話通訳者を派遣します。 【2019年度実績】 利用者数 7 人 派遣回数 19 回 派遣時間 47 時間	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
158	手話通訳者の設置（障がい者福祉課窓口） 聴覚障がいのある人、音声や言語機能に障がいのある人が円滑に手続きや相談等を行えるよう、区役所内（障がい者福祉課）に手話通訳者を設置します。予約は不要です。 【2019年度実績】 毎週月・金曜日 13 時～17 時に各 1 人設置	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
159	区議会本会議における手話通訳者の配置・車椅子での傍聴 区議会本会議を傍聴する際、各定例会初日及び利用者の希望日に、手話通訳を利用することができます。2019 年から議場の傍聴席には、音声の聴こえにくい方を補助するために、磁気ループシステムと音声を明瞭に聴くことができるスピーカーを設置しています。また、車椅子での傍聴ができます。 【2019年度実績】 ・区議会本会議における手話通訳者の配置：各定例会初日に配置 ・車椅子での傍聴：実績なし	継続	継続	継続	継続	区議会事務局
160	渋谷区自立支援協議会における手話通訳者の配置 渋谷区自立支援協議会の手話通訳を配置します。 【2019年度実績】 4 回実施	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
161	障がいのある人に配慮した広報紙制作・配布 色弱の人などにも見やすい広報紙となるよう、カラーユニバーサル検査ソフトを使用し、ユニバーサルデザインに配慮して制作しています。視覚障がいのある人のための点字版・音声版の作成と希望者への郵送、また記事の問い合わせ先に FAX 番号を掲載しています。 【2019年度実績】 点字版・声の広報 各定時号 24 回特集号 2 回 各 50 部作成	継続	継続	継続	継続	広報コミュニケーション課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
162	区議会だより点字広報・音声テープの配付 視覚障がいのある人に、区議会だよりの点字広報や音声テープを郵送します。 【2019年度実績】 点字広報 40部 音声テープ 15巻作成	継続	継続	継続	継続	区議会事務局
163	ICT を活用した意思疎通支援 ICT を活用した意思疎通支援の活用を検討します。	検討	検討	新規	継続	障がい者福祉課
164	身体障害者用電話の設置 外出困難な在宅の重度身体障がい者のコミュニケーションや緊急連絡の手段を確保するため、固定電話を設置します。 【2019年度実績】既設置台数 4台	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
165	点字図書の給付（日常生活用具給付等事業） 視覚障がいで点字を使用する人に、点字出版施設が制作した点字図書（雑誌・娯楽書を除く）の給付を受けるための証明書を発行します。なお、一般図書の価格相当額が自己負担となります。 【2019年度実績】なし	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
166	図書館ハンディキャップサービス 障がい等により通常の図書では読書が困難な人に、「大型活字本」「だれでも絵本コーナー」「音読・点訳図書資料の貸出し」「対面朗読サービス」「宅配サービス」を図書館で行います。サービスに携わる音訳・点訳ボランティアも養成します。 【2019年度実績】 2019年9月8日バリアフリー映画会開催（音声ガイド・日本語字幕付き）	継続	継続	継続	継続	中央図書館
167	選挙での投票支援 障がいのある人が選挙権を円滑に行使することができるように、投票所や期日前投票所にコミュニケーションボードを設置するなど、投票環境を向上させる取組を進めます。 また、視覚障がいのある方に対し、選挙公報の点字版や音声読み上げデータの提供、選挙のお知らせに音声コードを付けるなど必要な情報提供を行うための取組をしています。	継続	継続	継続	継続	選挙管理委員会事務局

3-3 災害対策

現状と課題

- ▶ 地震や水害等の災害への不安とともに、防災や減災、災害時の対応への関心が高まっています。障がいのある人のなかには、避難行動が困難、医療的ケアの継続が困難、慣れていない場所での行動が苦手、一般の避難所利用に気兼ねがあるという人も少なくなく、個別の対応や配慮が求められます。また、2019年の台風19号に関するアンケート調査では、防災無線が聞こえづらい、情報の入手が困難という声もありました。
- ▶ 区は、災害時の避難手段・避難場所の確保を進めるとともに、避難行動要支援者名簿に基づく個別の避難支援プランの作成、障害福祉サービスの利用計画を作成している方を対象とする「障がい者サポートカード」の作成を促進するなど、災害時の支援体制づくりを進めています。
- ▶ 災害時の協力体制をつくるため、日ごろから地域の人との関係を大切にしたいという声も多く聞かれます。しかし、障がいのある人や家族の防災訓練・避難訓練への参加率は低く、避難をあきらめるといった声もみられます。障がいのある人や子どもを含む、地域ぐるみの災害時支援体制を構築していくことが大きな課題といえます。

今後の方向

- ▶ 災害時の支援体制づくりを進めます。
(1) 災害への備えを進めます。

主な取組

(1) 災害への備えを進めます。

①避難支援プランの作成促進

区では、避難行動要支援者名簿（旧：災害時要援護者名簿）を作成し、この名簿をもとに自主防災組織が中心となって対象者宅を訪問し、本人や家族と面接して、災害時の避難支援プランを作成しています。また、障がい者の医療情報や障がいの状況等を記載した「障がい者サポートカード」について、指定特定相談支援事業者や防災課と情報共有の体制を検討し、避難支援プランの作成促進を図ります。

②避難手段と避難所の確保

自宅や通学、通所先からの避難手段を検討するとともに、一次避難所での受け入れ体制、高齢の人や障がいのある人のための二次避難所の充実を推進していきます。また、備蓄や電源の確保など医療的ケアを必要とする人の支援体制のあり方の検討をさらに進めていきます。

③防災訓練の参加促進

障がいのある人や家族が、各地域で実施する防災訓練に参加しやすい環境をつくるため、危機管理対策部と連携して自主防災組織への理解促進を図ります。

また、区の実施する総合防災訓練では手話通訳者を設置するなど必要な配慮を行います。

④情報提供の強化

防災行政無線の電話応答サービスやしずや安全・安心メール、防災アプリ等情報の入手手段の周知に取り組みます。また、障がい特性に応じた情報提供のあり方について検討します。

個別施策

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
168	避難行動要支援者名簿・避難支援プランの作成 高齢者や身体障がいのある人で、災害発生時の避難に支援が必要と思われる人について区が「避難行動要支援者名簿」を作成し、これをもとに自主防災組織が中心となり対象者宅を訪問して面接を行い、災害時の「避難支援プラン」を作成します。避難行動要支援者名簿の登録も随時受け付けます。	継続	継続	継続	継続	防災課
		避難支援プラン作成目標				
		65%	70%	75%	80%	
169	障がいに配慮した避難所の整備 区立小中学校等の一次避難所において、障がいに配慮した居室や災害用トイレの整備等の対策を講じているほか「はあとびあ原宿」等の福祉施設を二次避難所に指定し、重度心身障がい者への対応を進めています。今後、より具体的な計画を定めるとともに、訓練の充実を図り、避難所においても障がい特性に配慮した相談窓口の設置などを検討していきます。全ての避難所（33か所）で併せて、障がいに配慮した支援を実施します。	継続	継続	継続	継続	防災課
170	在宅療養支援計画策定・評価事業 難病患者災害時対応者リストの作成及び災害時個別支援計画と併せて、本人、家族及び関係者とともに難病患者の在宅療養支援計画策定と評価を行います。	継続	継続	継続	継続	地域保健課 中央保健相談所 恵比寿保健相談所 幡ヶ谷保健相談所

- ★ **防災行政無線の電話応答サービス（専用電話番号：03-3498-7211～3）**
 区内の防災行政無線の放送内容は、放送後 24 時間以内であれば、上記の電話番号で確認することができます。
- ★ **しぶや安全・安心メール（t-shibuya@sg-m.jp へ空メールを送信）**
 登録時に「防災行政情報」にチェックを入れておくと、避難所や避難勧告に関する情報がメール配信されます。
- ★ **渋谷区防災ポータル（URL：<https://bosai.city.shibuya.tokyo.jp/>）**
 防災に関する心構えや知識、災害時どのような行動をすれば良いのかなどをお知らせします。
- ★ **渋谷区防災アプリ**
 渋谷区が発信する各種防災関連情報をリアルタイムに受信できるほか、家族や友達間での情報共有や、オフラインでも防災マップを確認できる便利なアプリです。
 <ダウンロード用 QR コード>

■ Android 用（Google Play）



■ iOS 用（App Store）



3-4 人材育成

現状と課題

- ▶ 障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。アンケートや意見交換会でも、障がいのある人が自分らしく生きていくために必要な施策として、「人材の確保・育成」が多くあがりました。
- ▶ 多様化・複雑化するニーズに対応するには人材の資質の向上が必要であり、「人づくり」のための取組が求められています。また、現在従事している人材の定着を図るための支援も重要となっています。
- ▶ 人材育成の取組を推進していくためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

今後の方向

- ▶ 福祉人材の確保・育成を進め、福祉の仕事や障がいのある人の活動のPRに努めます。
 - (1) 人材の育成・確保を進めます。
 - (2) 資質向上・定着のための取組を行います。

主な取組

(1) 人材の育成・確保を進めます。

①福祉の仕事内容の紹介

理解啓発活動を通じて、多くの方が障がいについて知る機会を提供し、障がい福祉に関心を持つ人を増やしていきます。また、区内事業者と求職者とのマッチングの機会として、障がい福祉に関わる仕事の説明会や、相談・面接会などの開催を検討していきます。

②様々な支援人材の発掘・養成

支援のすそ野を広げるため、若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした職場体験やボランティアの養成を行い、経験がない人も障がい福祉に関わりをもてるような取組を進めます。また、医療的ケアへの対応に向けて、専門的な人材の確保・養成に努めます。

③大学や専門学校との連携

大学や専門学校と連携して、学生への説明会や区内の障がい者支援事業所との交流の機会を充実させていきます。

④移動支援のガイドヘルパーの育成

移動支援サービスにおいては、現在従事するガイドヘルパーが慢性的に不足していることから、区ではガイドヘルパー養成研修を実施し、不足解消に努めています。今後も、ガイドヘルパーの確保・育成を促進するとともに、区内移動支援事業所との連携を図りながら、利用者とガイドヘルパーがマッチングできるような仕組みを構築していきます。

⑤手話通訳者養成講習会の拡充

聴覚障がいのある人のコミュニケーションを円滑にし、社会参加の促進を図るため、手話通訳者を養成する手話講習会の拡充を検討します。

(2) 資質向上・定着のための取組を行います。

①基幹相談支援センター主催の研修の実施

基幹相談支援センター主催による、相談支援専門員の資質向上などを図る研修会を充実させていきます。また、虐待対応など、区職員や基幹相談支援センターの職員に向けた内部研修も継続して実施していきます。

②各種研修の実施と情報提供

障がい者支援事業所等に対して、専門的な資格取得のための研修、講習会の情報提供など、必要な支援を行います。

③高齢分野と連携した勉強会の開催

超高齢社会の到来に向け、障害福祉サービスの利用者が65歳に到達した後も円滑にサービスを利用できるように、高齢分野と連携した勉強会の開催を検討します。

④区職員の資質向上の取組

障害福祉サービス等の提供の質を高めるために、東京都主催の障害福祉サービス等に関する研修に区職員を派遣し、区職員の資質向上に伴うサービスの質の向上を図ります。

⑤職場定着のための支援

障がい者支援事業所で働く人の生活保障のため、家賃助成など必要な支援を検討します。

個別施策

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
171	人材の確保・育成に関する取組 理解啓発活動を通じて福祉の魅力をアピールし、障がい福祉に関心を持つ人を増やしていきます。 また、支援者の資質向上・定着のために、研修・講習会の参加促進、支援者同士の交流の機会の提供や支援者の待遇面の向上など、必要な支援を検討していきます。	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
172	大学や事業所等との連携 大学や事業所等関係機関と連携して、人材確保に向けた学び・交流の機会を提供します。 【2019年度実績】 渋谷福祉学会第2回大会（共催）	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
173	移動支援ガイドヘルパーの育成 年々増加する移動支援へのニーズに対応するため、区主催のガイドヘルパー研修を実施し、移動支援従事者の育成を図ります。 【2019実績】 2回開催 修了者数58人	継続	継続	継続	継続	障がい者福祉課
174	手話通訳者養成講習会の開催 聴覚障がいのある人のコミュニケーションを円滑にし、社会参加の促進を図るため、手話通訳者養成講習会を開催します。 【2019年度実績】 通訳養成コース修了32人	継続	拡充	継続	継続	障がい者福祉課

No.	事業名・事業内容	2020 状況	2021 目標	2022 目標	2023 目標	担当課
175	音訳・点訳ボランティアの養成 図書館ハンディキャップサービスに携わる音訳・点訳ボランティアの養成講習会を開催します。 【2019年度実績】 音訳ソフト2回、音訳講習会2回、点訳講習会4回	継続	継続	継続	継続	中央図書館
176	高齢分野と連携した勉強会の開催 障害福祉サービスの利用者が65歳に到達した後も円滑にサービスを利用できるように、高齢分野と連携した勉強会の開催を検討します。	検討	新規	継続	継続	障がい者福祉課 高齢者福祉課

2 成果目標

国の基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標を設定します。

(1) 目標値

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国指針】

- 2023 年度末時点で、2019 年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2023 年度末時点の施設入所者数を、2019 年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減する。

【区の考え方と目標】

項目	目標値	算出根拠
地域生活移行者数	9人	2019 年度末の施設入所者 134 人の6%以上とします。
施設入所者数	131 人	2019 年度末の施設入所者 134 人から 1.6%以上削減します。

② 地域生活支援拠点等の整備

【国指針】

- 2023 年度末までに、各区市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【区の考え方と目標】

項目	目標値
地域生活支援拠点等の確保	はあとぴあ原宿や 2024 年度に開設予定の神宮前三丁目障がい者施設を中心とした複数の事業所のネットワークの構築（面的整備）をめざし、段階的に整備していきます。
地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討	2020 年度に設置した地域生活拠点等の面的整備（地域生活支援ネットワーク）検討のための会議により、検証・検討を行っていきます。

■ 地域生活支援拠点等の整備手法のイメージ図（面的整備型）



（出典）厚生労働省 資料

③ 福祉施設から一般就労への移行等

【国指針】

- 2023 年度中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、2019 年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ 2019 年度実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上及び概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。
- 2023 年度における、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

【区の考え方と目標】

ア. 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

項目	実績（2019 年度）	目標値（2023 年度）
一般就労移行者数	17 人	24 人
就労移行支援	17 人	22 人
就労継続支援（A 型）	0 人	1 人
就労継続支援（B 型）	0 人	1 人

イ. 就労定着支援事業の利用率に関する目標

2023 年度中に就労移行事業等を通じて一般就労へ移行した人のうち、就労定着支援事業を利用している人の割合について、7 割程度をめざします。

ウ. 就労定着支援による職場定着率に関する目標

就労定着支援事業所について、就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上となることをめざします。

④ 障がい児支援の提供体制の整備等

【国指針】

- 2023 年度末までに、児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも1 か所以上設置することを基本とする。
- 2023 年度末までに、すべての区市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 2023 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に少なくとも1 か所以上確保することを基本とする。
- 2023 年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【区の考え方と目標】

項目	目標値
児童発達支援センターの設置	2023 年度末までに、区内に 1 か所以上児童発達支援センターを設置します。
保育所等訪問支援を利用できる体制づくり	2020 年6月から代々木の杜ピア・キッズで保育所等訪問支援事業を行っています。今後は、ニーズに対応した支援ができるよう事業の充実をめざします。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2024 年度に開設予定の神宮前三丁目障がい者施設において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を整備します。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	2020 年度に医療的ケア児支援協議会を設置済です。2023 年度末までに、医療的ケア児に対する支援について協議し、支援体制の整備を図ります。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2023 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

【国指針】

- 2023 年度末までに、各区市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【区の考え方と目標】

項目	目標値
総合的・専門的な相談支援の実施	2019 年 1 月に基幹相談支援センターを設置済です。2023 年度末までに、さらなる機能の充実を図ります。
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターで行っている地域の相談支援事業者への支援や連携強化の取組などについて、2023 年度末までに、さらなる充実を図り、地域の相談支援体制を強化します。

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国指針】

- 2023 年度末までに、都道府県及び区市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【区の考え方と目標】

項目	目標値
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	2023 年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用などにより、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築します。

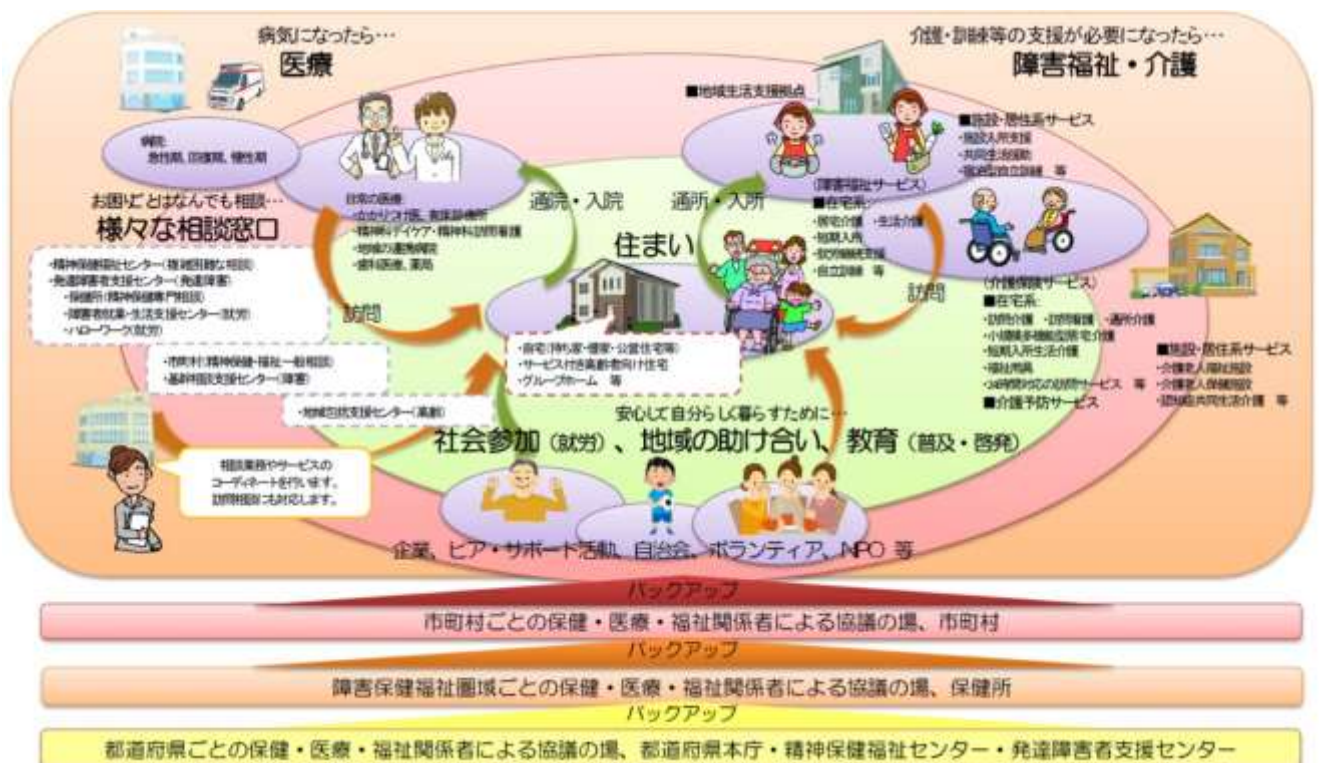
⑦ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針】

- 2023 年度における、精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。
- 2023 年度末の、精神病床における 65 歳以上の 1 年以上の長期入院患者数及び 65 歳未満の 1 年以上の長期入院患者数の目標値を設定する。
- 2023 年度における、精神病床における早期退院率の目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、入院後 3 か月時点の退院率については 69% 以上、入院後 6 か月時点の退院率については 86% 以上、入院後 1 年時点の退院率については 92% 以上とすることを基本とする。

※⑦については東京都が数値目標を設定します。区においては活動指標 (P.86 参照) を設定します。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ図



(出典) 厚生労働省 資料

3 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

国の基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標等を達成するために、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量（活動指標）を設定します。

サービスの内容についての説明は資料編（P.91～）に掲載しています。

■ 障害福祉サービス（訪問系サービス）

区分	単位	実績（年度）※2020は見込			見込（年度）		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
居宅介護（ホームヘルプ）	実利用者数（人）	168	168	175	183	191	199
	延利用時間（時間）	1,899	1,998	2,050	2,300	2,500	2,800
見込量確保に向けての方策	サービス事業者と連携しながら、サービスの充実を図っていきます。						
重度訪問介護	実利用者数（人）	20	20	20	21	21	21
	延利用時間（時間）	2,429	3,315	3,335	3,355	3,376	3,396
見込量確保に向けての方策	需要の拡大を見込み、事業者の育成を図ります。						
同行援護	実利用者数（人）	37	26	25	28	30	32
	利用時間数（時間/月）	792	531	525	580	620	660
見込量確保に向けての方策	視覚障がい者への周知を図り、利用者の拡大を目指します。						
行動援護	実利用者数（人）	3	3	4	5	7	9
	利用時間数（時間/月）	95	64	89	124	173	241
見込量確保に向けての方策	需要の拡大を見込み、事業者の育成を図ります。						
重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	延利用時間（時間）	0	0	0	0	0	0
見込量確保に向けての方策	当サービスの利用がない要因を分析しながら、需要の変化の把握に努めます。						

※2019年度の一部実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しているものと推測されます。

■ 障害福祉サービス（居住系サービス）

区分	単位	実績（年度）※2020は見込			見込（年度）		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
自立生活援助	月実人数（人）	0	0	0	0	0	0
見込量確保に向けての方策	事業者の新規参入を促し、当事業が円滑に進む仕組みづくりをします。						
共同生活援助（グループホーム）	月実人数（人）	109	134	146	160	175	191
見込量確保に向けての方策	区施設等を活用しながら、区内に新規施設を順次整備します。						
施設入所支援	月実人数（人）	134	134	135	134	133	131
見込量確保に向けての方策	入所者の高齢化・重度化に対応し、現状を維持します。						

■障害福祉サービス（日中活動系サービス）

区分	単位	実績（年度）※2020は見込			見込（年度）		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
生活介護	実利用者数（人）	202	204	206	228	230	232
	延利用日数（日/月）	3,897	4,141	4,157	4,539	4,555	4,572
見込量確保に向けての方策	利用者の増加を見込み、事業所の拡大を図ります。						
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2
	延利用日数（日/月）	14	40	45	50	55	55
見込量確保に向けての方策	サービス事業者と連携しながら、サービスの充実を図っていきます。また、区内に事業所が設立されるよう支援します。						
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	8	20	30	35	40	40
	延利用日数（日/月）	155	366	450	500	550	550
見込量確保に向けての方策	サービス事業者と連携しながら、サービスの充実を図っていきます。また、区内に事業所が設立されるよう支援します。						
就労移行支援	実利用者数（人）	50	54	64	76	85	90
	延利用日数（日/月）	716	937	1,088	1,263	1,300	1,400
見込量確保に向けての方策	特別支援学校等の卒業予定者の状況を把握し、全員がアセスメントを実施できるよう整備します。						
就労継続支援 A 型	実利用者数（人）	18	12	13	14	16	18
	延利用日数（日/月）	296	215	225	250	290	330
見込量確保に向けての方策	就労継続支援 B 型から一般就労への移行の橋渡しとして拡充します。						
就労継続支援 B 型	実利用者数（人）	293	309	319	330	341	352
	延利用日数（日/月）	4,459	4,812	4,891	4,972	5,053	5,137
見込量確保に向けての方策	特別支援学校等の卒業予定者の状況を把握し、希望者が通所できるような施設整備をめざします。						
就労定着支援	実利用者数（人）	7	16	20	22	24	26
見込量確保に向けての方策	就労支援機関や事業所と連携し、サービス提供体制を整備します。						
療養介護	実利用者数（人）	13	12	12	12	12	12
見込量確保に向けての方策	サービス提供医療機関と連携し、サービス向上を図っていきます。						
短期入所（ショートステイ）福祉型	実利用者数（人）	28	19	25	25	26	27
	延利用日数（日/年）	224	148	180	180	200	210
見込量確保に向けての方策	短期入所（福祉型）については、共同生活援助との併設等により拡充します。						
短期入所（ショートステイ）医療型	実利用者数（人）	4	5	5	5	5	5
	延利用日数（日/年）	20	18	18	18	18	18
見込量確保に向けての方策	サービス提供医療機関と連携し、サービス向上を図っていきます。						

※2019年度の一部実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しているものと推測されます。

■ 相談支援

区分	単位	実績（年度）※2020は見込			見込（年度）		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
計画相談支援	月当平均利用者数（人）	144	181	214	221	226	231
見込量確保に向けての方策	事業者の新規参入を促し、当事業が円滑に進む仕組みづくりをします。						
地域移行支援	実利用者数（人）	3	3	3	4	5	5
見込量確保に向けての方策	地域生活支援拠点等の整備に合わせて拡充します。						
地域定着支援	実利用者数（人）	1	2	2	3	3	4
見込量確保に向けての方策	地域生活支援拠点等の整備に合わせて拡充します。						
障害児相談支援	月当平均利用者数（人）	49	69	86	93	105	117
見込量確保に向けての方策	事業者の新規参入を促すとともに、区立事業所の拡充を図ります。						

■ 障害児通所支援

区分	単位	実績（年度）※2020は見込			見込（年度）		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
児童発達支援	実利用者数（人）	266	199	210	221	232	244
	延利用日数（日/月）	1,238	1,259	1,314	1,372	1,432	1,495
見込量確保に向けての方策	サービス提供機関と連携し、サービス向上を図っていきます。						
医療型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	1	1	2	2
	延利用日数（日/月）	0	0	8	8	16	16
見込量確保に向けての方策	事業者の新規参入を促し、当事業が円滑に進む仕組みづくりをします。						
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	321	162	178	196	215	237
	延利用日数（日/月）	1,822	1,528	1,680	1,848	2,033	2,237
見込量確保に向けての方策	サービス提供機関と連携し、サービス向上を図っていきます。						
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	1	0	4	6	7	7
	延利用日数（日/月）	1	0	7	12	14	14
見込量確保に向けての方策	事業者の新規参入を促すとともに、区立事業所での拡充を検討します。						
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	2	2	3	3
	延利用日数（日/月）	0	0	12	12	18	18
見込量確保に向けての方策	事業者の新規参入を促し、当事業が円滑に進む仕組みづくりをします。						

※2019年度の一部実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しているものと推測されます。

■ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

区分	単位	実績（年度）※2020は見込			見込（年度）		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置人数（人/年）	0	0	0	0	0	1
見込量確保に向けての方策	医療的ケア児等に関する事業所の開設準備に合わせて配置を検討します。						

■ 発達障がい者等に対する支援

区分	単位	見込（年度）		
		2021	2022	2023
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数（人/年）	15	20	20
ペアレントメンターの人数	登録者数（人/年）	1	1	2
ピアサポートの活動への参加人数	参加者数（人/年）	35	40	40
見込量確保に向けての方策	はあとぴあキッズ、代々木の杜ピア・キッズにおいて、ペアレントトレーニングの充実を図ります。また、ピアサポートの活動への支援も継続して実施していきます。			

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	単位	見込（年度）		
		2021	2022	2023
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数（回/年）	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	参加者数（人/年）	39	39	39
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数（回/年）	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	月実人数（人）	4	5	5
精神障がい者の地域定着支援	月実人数（人）	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	月実人数（人）	98	124	157
精神障がい者の自立生活援助	月実人数（人）	1	1	1
見込量確保に向けての方策	精神分野の関係機関のネットワークにより、協議の場を設けます。関係機関の協議により現状の課題を把握・共有するとともに、必要な支援の検討を行います。			

■ 相談支援体制の充実・強化のための取組

区分	単位	見込（年度）		
		2021	2022	2023
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	実施件数（件/年）	770	780	790
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	実施件数（件/年）	43	45	47
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数（回/年）	31	31	31
見込量確保に向けての方策	基幹相談支援センターの専門性を充実し、事業者からの相談を受けられる体制をさらに充実していきます。また、個人や世帯の困りごとの複雑化・多様化に対応するため、事例検討会や研修会を引き続き開催し相談支援専門員の資質向上を図ります。また、相談支援部会をはじめ、地域の相談機関が連携強化できる会議の場を引き続き開催していきます。			

■ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

区分	単位	見込（年度）		
		2021	2022	2023
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への区職員の参加人数	参加人数（人/年）	6	6	6
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、事業者・関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	体制の有無 実施回数（回/年）	検討 0	検討 0	実施 1
見込量確保に向けての方策	障害支援区分認定調査員研修等の東京都が実施する研修に計画的に職員を派遣します。また、システムによる審査結果の分析技術の向上を図り、分析結果を活用・共有します。			

4 地域生活支援事業の見込量

国の基本指針に即し、地域の特性や利用者の状況に応じて区が実施する地域生活支援事業について、種類ごとの必要な見込量を設定します。

サービスの内容についての説明は資料編（P.91～）に掲載しています。

■ 地域生活支援事業（必須事業）

区分	単位	実績（年度）※2020は見込			見込（年度）			
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
見込量確保に向けての方策	民間の団体等と連携しながら、理解啓発活動を実施します。							
自発的活動支援事業	実施の有無	検討	検討	検討	検討	検討	検討	
見込量確保に向けての方策	対象・内容について検討します。							
障害者相談支援事業	箇所数	5	5	5	5	5	9	
見込量確保に向けての方策	身近な地域の相談窓口設置に向けて準備を始めます。							
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置	
見込量確保に向けての方策	区役所内での基幹相談支援センターの設置を継続します。							
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
見込量確保に向けての方策	基幹相談支援センター等の機能の充実により、相談支援体制を強化します。							
住宅入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	検討	検討	設置	設置	
見込量確保に向けての方策	区内の不動産事業者と連携し、居住サポートに必要な相談支援体制の構築を検討します。渋谷区居住支援協議会の設立に向けて準備を始めます。							
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	1	
見込量確保に向けての方策	渋谷区成年後見支援センター（渋谷区社会福祉協議会）と連携して実施します。							
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	検討	検討	検討	検討	
見込量確保に向けての方策	事業実施のあり方について検討します。							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数（件/年）	239	292	329	371	418	471	
見込量確保に向けての方策	需要に応じて、継続的に実施します。							
手話通訳者設置事業	設置箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1	
見込量確保に向けての方策	区役所内での手話通訳者設置を継続します。							
日常生活用具給付等事業	住宅改修費	延支給件数（件）	2	8	3	3	3	3
	介護・訓練支援用具	延支給件数（件）	9	15	5	8	10	12
	自立生活支援用具	延支給件数（件）	15	17	12	13	14	15
	在宅療養等支援用具	延支給件数（件）	18	18	24	25	26	27
	排せつ管理支援用具	延支給件数（件）	2,257	2,050	2,180	2,260	2,260	2,260
	情報・意思疎通支援用具	延支給件数（件）	32	34	35	36	36	36

区分	単位	実績（年度）※2020 は見込			見込（年度）		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
手話奉仕員養成研修事業	実終了者数（人）	30	32	34	36	37	39
見込量確保に向けての方策	手話講習会の新規受講生を掘り起こし、手話奉仕員の養成を図ります。						
移動支援事業	実利用者数（人）	127	143	140	150	160	160
	利用時間数（時間/年）	16,190	16,470	16,754	18,346	18,500	18,500
見込量確保に向けての方策	通学や通所について、利用できる範囲の段階的拡充を図ります。						
地域活動支援センター	箇所数	3	3	2	2	2	2
	実利用者数（人）	220	219	204	204	204	204
見込量確保に向けての方策	地域活動支援センターの創作活動等の活動内容を充実します。						

■ 地域生活支援事業（任意事業）

区分	単位	実績（年度）※2020 は見込			見込（年度）		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
訪問入浴サービス事業	延利用者数（人）	486	552	626	710	805	912
見込量確保に向けての方策	需要に応じて継続的に実施します。						
日中一時支援事業	実利用者数（人）	16	18	19	19	20	20
見込量確保に向けての方策	需要に応じて継続的に実施します。						
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数（回/年）	113	111	111	111	111	111
見込量確保に向けての方策	余暇活動の充実のため継続的に実施します。						
文化芸術活動振興事業	実施回数（回/年）	11	11	11	11	11	11
見込量確保に向けての方策	文化芸術活動の幅を広げます。						
奉仕員養成研修事業	実終了者数（人）	62	58	58	58	58	58
見込量確保に向けての方策	音訳ボランティア養成研修等の充実を図る。						
自動車運転免許取得費助成事業	実施回数（回/年）	1	1	1	1	1	1
見込量確保に向けての方策	需要があった時に対応できるよう継続します。						
身体障害者用自動車改造費助成事業	実利用者数（人）	1	2	1	1	1	1
見込量確保に向けての方策	需要があった時に対応できるよう継続します。						